

○議事日程

令和6年3月14日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

9 名

1 番	長谷川 淳 君
2 番	村 山 博 司 君
3 番	松 本 暁 大 君
4 番	三 宅 祐 司 君
5 番	後 藤 友 紀 君
6 番	松 原 浩 二 君
7 番	櫻 井 明 君
8 番	渡 邊 憲 司 君
9 番	木 下 美津子 君

○欠席議員

な し

○欠 員

1 名

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	傍 島 敬 隆 君
教 育 長	野 原 弘 康 君
会 計 管 理 者	井 上 哲 也 君
総 務 部 長	小 関 久 志 君
総 合 政 策 部 長	三 輪 学 君
福 祉 部 長	中 村 宏 泰 君
土 木 部 長	安 田 悟 君
住 民 部 長	岩 田 恵 司 君
総 務 課 長	服 部 貴 司 君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 堀 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 堀 場 康 伸
書 記 西 脇 信 一 郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

また、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、
ご承知おきください。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 次、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番
後藤友紀議員、6番 松原浩二議員の両名を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。

8番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今回はコミュニティバスについてご質問をさせていただきます。

このコミュニティバスは、福祉政策の一環として始められ、当初の説明ではにじバスよりも運行ルートを病院や買物できる利便性を考えておりますので、多く乗車していただけるとのことでしたが、以前のにじバスよりも乗車率が少ないだけでなく、住民から税金の無駄遣い、以前のにじバスと変わらないなどの声が寄せられております。

1. 当初の説明では、にじバスよりも乗車率が上がる根拠を今でも同じように考えているのか、考えているならその根拠をお話してください。

2. 以前のコミュニティバスを復活させてほしいと言われた方もおりましたが、そういった方たちには私はドア・ツー・ドア方式のタクシーの話をしたら、全ての方々がコミュニティバスよりもドア・ツー・ドア方式のタクシーのほうがいいねと言われました。そういったアンケートや住民への説明はされてきましたか。

3. コミュニティバスとコミュニティタクシーで、来年度予算、年間3,764万8,000円かかっておりますが、2つともやめてドア・ツー・ドア方式のタクシーなどの検討も一緒に考えたほうがよいではありませんか。

4. コミュニティバスをやめる場合、コミュニティバスを保育園バスなどへの転換も一緒に検討すべきではありませんか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 渡邉議員のコミュニティバスの在り方とはの1番目のご質問、にじバスよりも乗車率が上がる根拠を教えてくださいについてお答えいたします。

現在、運行しているコミュニティバスは、かねてから申し上げておりますとおり、高齢化が進展する中、買物や通院などの暮らしのニーズに合った運行とすることを第一義としておりました。

本町の高齢化率、人口における65歳以上の人口割合に目を向けますと、にじバス運行当時の2005年に14.5%であったのが、2020年には22.8%であり、2025年には23.1%、2030年には24%となる見込みで、増大傾向がみられます。

また、本町における運転免許証自主返納者数も増えており、2017年、2018年の2年間で83人であったのが、2019年、2020年の2年間では147人でありました。

また、平成21年度に事業を廃止したにじバスは、町民センターなど公共施設を主な停留所にしていたこともあり、利用者の伸び悩みが大きな課題でございました。

現在運行しているコミュニティバスは、高齢化の進展を考慮して、買物や通院などの暮らしのニーズに合うように、町内の運行経路、停留所の設置をしております。そのため、現在の社会情勢が進むに従い、おのずと乗車率も上がっていくものと考えております。

次に、2番目のご質問、コミュニティバスとドア・ツー・ドア方式のタクシーについて、アンケートや住民への説明をされたかについてお答えいたします。

この事業の実施のためのアンケート調査や説明会は実施しておりません。

しかしながら、平成30年に実施した岐南町第6次総合計画策定に伴うアンケートの調査においては、公共交通に関する設問があり、「高齢者が安心して暮らせる社会を築くため、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか」との問いに対し

て、「バスなどの移動手段の充実」と回答された割合が38.7%で、「医療負担の軽減」「福祉サービスや介護サービスの充実」に次いで公共交通への期待を伺わせるものでございました。

また、同調査における自由記入欄には、巡回バスの運行を望む声もいただいております。

そして、現在運行しているコミュニティバス、コミュニティタクシーについては、住民の代表である自治会連合会の会長、老人クラブ連合会の会長も参画します、岐南町公共交通会議・地域公共交通活性化協議会をはじめ、議員の皆様との勉強会等により、その在り方について検討をした結果が反映されたものとなっております。

次に、3番目のご質問、コミュニティバスとコミュニティタクシーをやめて、ドア・ツー・ドア方式のタクシーの検討はについてお答えいたします。

ドア・ツー・ドア方式のタクシーは、一般的に自宅からあらかじめ指定されている目的地まで運行する形態のサービスと考えております。

過去の議会答弁でもお答えいたしましたように、本町の人口分布や地勢に鑑み、乗合旅客ではなく、乗用旅客の介護タクシーに近いものであると捉えているため、その導入を考えておりません。

本町の公共交通に対するニーズについては、定期路線運行のコミュニティバスと区域運行のコミュニティタクシーで応えようとするものでございます。

次に、4番目のご質問、コミュニティバスをやめる場合、保育園バスなどの転換も検討していくべきではについてお答えいたします。

現在、コミュニティバスについては、利用拡大のための様々な取組を行っているところでございます。廃止をする予定はございません。したがって、車両の転用も考えておりません。どうかご理解を願います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 皆様おはようございます。

9番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、薬物乱用から若者を守るために、お伺いいたします。

大麻や覚醒剤などの薬物犯罪が後を絶ちません。最近では、風邪薬、せき止め、痛み止め、解熱剤といった市販薬を大量に服用するオーバードーズが若い世代で広がっております。そして、男性より女性に多く広がっているとあります。

薬物使用は再犯率が高く、初めてを防ぐことが大切です。そのためには危険である

ことの周知徹底が一番大切だと考えます。薬物依存に陥ってしまうと、理性では歯止めが利かず、何より脳や臓器の障害など重篤な健康被害を起こします。

昨年、大学の運動部員が相次ぎ違法薬物所持で逮捕され、世間を騒がせました。今年に入ってから、また他の大学の運動部員が同じく薬物逮捕されております。

最近はインターネット上に広がる違法薬物の密売で手に入れやすくなっているといえます。また、インターネットやSNSで、大麻は有害性はなく健康によいなどの誤った情報の広がりも大麻乱用が急増する一因と考えられるようであります。

そして、2022年には大麻の検挙人数が過去最多で、検挙された人は20歳代が過半数であるといえます。20歳未満の場合は、大麻を初使用したきっかけはとの問いに誘われてが8割、動機は好奇心、興味本位が6割で、危険性の認識が乏しく、知識の乏しい若者が犯罪者に狙われています。

一方、違法薬物ではなく市販薬の乱用、オーバードーズも若年層で広がっております。

これらも依存性とともに精神に作用しやすいものもあり、目的外の過剰摂取は臓器障害、呼吸や心臓の停止で死に至る危険性があるということです。特に心配なのが10代の若者の過剰摂取の急増です。

国立精神・神経医療研究センターの調査では、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物を見ると、市販薬が全体の65.2%を占めています。また、過去1年以内の市販薬の乱用経験がある高校生の割合は60人に1人とデータが出ております。

こうしたことから、好奇心や興味本位に流されないよう、正しい知識から薬物乱用防止を呼びかける必要を強く感じます。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、岐南町としての薬物乱用の防止啓発の実施状況と今後の啓発活動をお聞かせください。

2つ目、薬物乱用の相談体制はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

3つ目、小学校高学年の児童や中学生を対象の薬教育で、正しい知識からの乱用防止に対してどのようにお考えでしょうか。また、現在どのような対応をされておられますか。

過日開催されましたキッズおしごと探検隊に多くの薬剤師が参加されておられましたが、そうした方のお力をお借りしての薬教育も実施すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の1項目め、薬物乱用から若者を守るために関する1番目、薬物乱用の防止啓発の実施状況と今後の啓発活動についてお答えいたします。

大麻や麻薬、覚醒剤、シンナーなどの薬物乱用は、身体や生命に危害を及ぼすのみならず、青少年であれば、その健全な育成を阻み、家族の崩壊や社会秩序の混乱など、計り知れない影響を及ぼします。

先ほど木下議員からもご紹介もありました、国立精神・神経医療研究センターが令和3年度に実施した薬物使用と生活に関する高校生調査では、高校生の市販薬や処方薬の乱用、いわゆるオーバードーズの経験率は、大麻経験率の10倍の1.6%で、薬物乱用の中で最も多くを占めていることが分かりました。

特に若者世代では、社会的孤立や生きづらさを原因とする、つらい精神状態からの解放や自殺願望などの理由で、短時間に薬を大量に服薬し、救急搬送されるケースが、全国的にはコロナ禍前と比較して2倍に急増しております。

本町におきましては、薬物中毒で救急搬送されたケースの有無について、東消防署に確認したところ、令和4年は、10代男性と女性各1名、20代男性1名、30代女性1名の計4名。令和5年は、20代男性1名、40代女性1名、60代女性1名の計3名とのことでした。

近年は、薬物依存の治療を受けた10代の患者のうち、約6割が市販薬による薬物依存であることから、現在、厚生労働省が市販薬の販売規制を強化する制度改革を進めています。

指定された6つの成分を含む風邪薬などを、二十歳未満に販売する際は、対面または映像や音声を伴うオンライン販売とすることや、小容量の製品1個に販売制限するなどであります。

こうした現状の中、本町におきましては、町の広報紙やホームページ、公共施設におけるポスター掲示などによる薬物乱用防止の啓発に取り組んでまいりました。

例年、広報5月号における「大麻・けし撲滅運動」、6月号では、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。普及運動」に関する啓発、またホームページでは、薬物、アルコール、ネット依存などで悩む方やそのご家族に対し、相談員が相談や助言を行う岐阜県精神保健福祉センターの依存症専門相談をご案内しております。

さらに、ぎなんフェスタと同時開催の健康フェアにおきましては、10月から2か月間、全国一斉に実施される、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」のリーフレットを配布し、薬物に関する正しい知識の普及活動を行ってきたところでございます。

今後におきましては、若年層に普及しているLINEなどSNSも有効に活用し、若者世代をはじめとする町民の薬物乱用のさらなる防止強化に努めてまいります。

次に、2番目のご質問、薬物乱用の相談体制についてお答えいたします。

担当課である健康推進課では、健康に関する悩み事相談に対し、保健師5人で応じておりますが、直近5年間における薬物使用に関する相談は2件ございました。

いずれも精神疾患をお持ちの相談者であったことから、相談後すぐに家庭を訪問し、薬を大量服用した経緯や薬の種類、その後の体調などを確認の上、家族との情報共有や助言、その後の見守りや経過観察の支援を続けてまいりました。

自ら相談できる場合は、支援の手を差し伸べることが可能であります。誰にも相談することなく、悩みを抱えながら独りで苦しんでおられる方は潜在的に存在していると考えます。また、若年層を中心に、薬物乱用が今後も増加することが想定されます。

そのため、保健所や学校関係者、地域住民に身近な民生委員・児童委員、医療機関などの協力も得ながら、保健師によるアウトリーチによる支援対象者の把握や、心のケアなど継続支援に努めてまいります。

さらに、行政窓口への相談にちゅうちょする方につきましては、匿名によるメール相談にも応じられる旨、広く周知してまいります。

また、相談に応じる職員の資質向上も重要であります。住民と接する機会の多い職員を中心に、自殺予防や孤独・孤立対策として、ゲートキーパー研修を毎年実施しております。

今後も、薬物による健康被害や依存リスクなどに関する積極的な情報提供、相談しやすい体制づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の1項目め、3番目のご質問、小学校高学年、中学生を対象とした薬教育についてお答えをいたします。

薬物乱用については、依存性が高く、一度手を出すとなかなかやめることができないと知られております。さらに、手軽に手に入る市販薬の過剰摂取というオーバードーズの問題、ネットによる間違った情報の流布は、議員ご指摘のように本当に心配なことでございます。児童生徒には、正しい知識を得ることで、将来にわたり健康な体を守ってほしい、そうしたことを願っております。

さて、学校では薬物乱用防止に関わり、主に2つの場で指導を行っております。

1つ目は保健体育の授業でございます。

小学校6年生「病気の予防」の単位では、薬物乱用の害と健康について、資料を基

に調べたり、意見を出し合ったりして、薬物の害や薬物乱用の悪循環、薬物の依存性、市販の医薬品の使い方等について学んでおります。さらに、単元の終末では、薬物には手を出さないことへの決意表明と理由を書くなど、自身の言動を言葉でまとめる学習を行っております。

また、中学校の保健体育の授業では、「薬物乱用の害と健康」「薬物乱用の社会的な影響」「喫煙・飲酒・薬物乱用の要因と適切な対処」という単元がございます。

ここでは、薬物の脳への影響や依存症、薬物乱用者の困り感を、図や表の資料とともに依存症になってしまった患者の証言や治療に当たっている医師のインタビュー動画などを使って指導をしております。さらに、薬物使用に誘われたときにどうするのか、自分に合った断り方を準備するなど、事例を基に具体的な断り方についても考えております。

2つ目は、薬物乱用防止教室の受講でございます。

岐南町の全ての学校では、薬物乱用防止教育講師認定証を持っていらっしゃるライオンズクラブの方を講師に招いて、薬物乱用防止教室を継続して行っております。

この教室については、ライオンズクラブのほかにも、薬剤師、あるいは少年鑑別所の職員など、様々な立場の方からの指導も受けることが可能となっております。

議員ご指摘のように、本件に関する情報に影響を受けたり、興味を持ち始めたりするのではないかと心配される小学校高学年からの思春期の時期に、正しい知識と行動の仕方を学ぶことは、非常に重要なことであるというふうに考えております。

同時に、家庭での理解と協力が必要であり、関係機関からの啓発資料を保護者に配付すること、あるいは児童生徒と共に考える授業参観を実施すること、またPTA家庭教育学級の研修内容に加えることなど、児童生徒を広い視野で見守ることができるよう、教育委員会といたしましても助言をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。

では、2項目めの質問に移ります。

学校でのがん教育の講師に医師や経験者を、についてお伺いをいたします。

2人に1人が一生のうちに罹患し、国内の死因の第1位のがんです。その正しい知識を学校で子供たちに身につけてもらうためのものが、がん教育です。

文部科学省は、医師やがん経験者の方の外部講師による指導を促す通知を都道府県の教育委員会に出したとのこと。正しい知識や共感的な理解を深める上で大変有意義なことと思います。

また、国では講師派遣に必要な経費などを支援する予算も新年度に計上しているとのことです。大いに活用して実施すべきと考えます。

学習指導要領の中では、保健体育の授業でがん教育を行うことになっているようですが、総合的学習の時間で行うこともあると思います。また、12月議会で一般質問させていただきましたコラボ授業として、理科と保健体育のコラボ授業としてもいいのではないかと考えます。

また、学校でのがん教育を行うことで、親世代の検診受診率アップにもつながる可能性があるとも思います。お考えをお聞かせください。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の2項目め、学校でのがん教育に医師やがん経験者の講師派遣支援を活用することについてお答えをいたします。

議員ご指摘のがん教育につきましては、岐阜県が進める保健推進事業の重点の一つになっております。

現在施行されております学習指導要領においても、中学校の保健体育科の指導においてがんの予防が位置づけられております。

初めに、がん教育に関する具体的な指導について、現在、児童・生徒が使っている教科書を基に説明をいたします。

小学校6年生の保健の教科書では、「生活習慣病の予防」そして「喫煙の害と健康」という単元で、がん予防の啓発授業を行っております。特に「生活習慣病の予防」では、日本国民の死因の1位であるがんの多くが、生活習慣と関係していることや、がんを防ぐための新12か条を用いて、がんは早く発見して適切な治療をすれば、多くの人が健康な生活に戻ることができる。がん検診の対象の年齢になったならば、定期的に検診を受けることが大切であると、そういった検診への啓発も行っております。

12月議会のご質問にありましたコラボ授業につきましても、家庭科の授業、「栄養を考えた食事」で、栄養のバランスガイドと併せて学ぶことがなされているところでございます。

中学校では、保健体育・保健領域の単元において、「生活習慣病の予防」「がんの予防」の2つがございます。

「生活習慣病の予防」では、健康増進・発症予防のための健康診断や保健指導による早期発見・早期治療の大切さを指導しております。

「がんの予防」では、がん発生のメカニズムから、がん予防の知識を学び、回復の

ための早期発見には定期的な健康診断やがん検診が大切であることを、5年生存率のグラフを基に学んでおります。

議員ご指摘のとおり、過日に令和6年度がん教育総合支援事業として、医師や看護師、薬剤師、保健師、緩和ケア医療スタッフなどがゲストティーチャーとして派遣される事業についての案内が届いたところでございます。

こうした方々の指導には、様々な経験から来る言葉や説得力に強さがあります。前述した授業の中で、あるいはその授業の前後でこうしたお話を聞くことによって、がん予防や、あるいは早期発見に向けた検診の重要性の深い理解と意識化につながるものと考えております。そうしたインパクトが強ければ強いほど、家庭へ広がる可能性も大きいと考えます。

また、例えば、がん予防教育の啓発プリントを保護者にメール配信することや、授業参観等を利用して「がん予防」についての授業を親子で受けること、PTAの家庭教育学級で「がん教育」の講師を招き講座を開くことなどにより、議員ご指摘の保護者世代の検診受診率アップにもつながるのではないかと、そんなことも考えます。

子供にとってかけがえのない保護者が健康でいることは、本当に子供の健やかな成長につながる施策ともなります。学校だけでなく、健康推進部局との連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井 明君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございました。

では、最後の3項目めの質問に移ります。

岐南町DX推進計画の進捗状況をお伺いいたします。

全国の市町で、今、書かない窓口、行かない窓口の導入が進んでいます。書かない窓口は、行政手続のデジタル化により、申請書や届出書が書類に書かずに簡単にできることで利用者に喜ばれているということです。

そのシステムは、1つは職員が利用者から本人確認や申請に必要な情報を聞き、職員が入力することによって、利用者には作成した書類の内容を確認し、署名していただくだけで手続が完了するものです。また、1つは役所内に証明書申請機が設置されていればマイナンバーカードを持っている場合、専用窓口に行かなくても申請ができる等、行政手続の円滑化が推進されています。

岐南町におきましても、昨年3月、令和5年度から令和7年度の岐南町DX推進計画書をいただいておりますが、現在の進捗状況、特に住民サービスに係る進捗状況をお聞かせください。

以上で3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 木下議員の3項目め、岐南町DX推進計画の進捗状況を問うについてお答えを申し上げます。

岐南町のDX推進につきましては、令和5年3月に策定した岐南町DX推進計画に基づき進めているところでございます。この計画は、令和5年度から令和7年度の3年間の計画でございしますが、施策の取組であるアクションプランにつきましては、毎年の進捗状況を確認し、随時更新をいたしております。令和5年度に実施した事業や今後の方針を決定した事業につきましては、アクションプランへの反映をいたし、令和6年3月1日に令和5年度改定版として岐南町公式ホームページにて公表をいたしております。

今年度の実施内容やDX推進計画の改定内容について、ご説明を申し上げます。

まず、今年度の実施内容につきましては、先月開催いたしましたDX推進本部会議までに、DXプロジェクト会議をはじめとして、BPR、オンライン、キャッシュレス、SNSの各部会を複数回開催いたしており、個別の事案について検討及び実施を行いました。

各部会の実施内容といたしましては、BPR部会では、全庁で業務の洗い出しを行った73件につきまして、導入検討やオンライン部会などの他の部会などでの対応など仕分を行い、業務改善を実施いたしました。アナログ対応していた業務をシステム化し、事務負担の軽減を図っております。

次に、オンライン部会では、オンライン申請することができる手続を増やし、住民向けの申請において、道路不具合通報や確定申告の事前予約、マイナンバーカードの受取予約や町民マラソンの申込みなどをオンライン化し、先月までで全てのオンライン申請で累計3,000件近い申請がございました。

直近の事例といたしましては、今年度から申込みをオンライン化した町民マラソンでは、全体で約460件の申込みがあったうち、約340件がオンライン申請でございました。これは、約4分の3の方がオンライン申請を選択したということからも、住民からのオンライン申請のニーズが高いことがうかがわれております。

次に、キャッシュレス部会につきましては、現時点では、庁舎1階の住民課でのみキャッシュレス対応しておりますが、来年度以降、庁舎内で利用できる部署を増やすだけでなく、中央公民館や総合体育館、防災コミュニティセンターなどの住民の利用の多い施設につきましても、対応できるよう進めております。

最後に、SNS部会では、昨年10月に岐南町公式LINEをリニューアルし、LINEのメニューを大幅に追加するとともに、ごみの分別をLINE上で検索できる機

能も追加いたしました。あわせて、LINEによる情報配信につきましても、それまでの一斉配信から利用者が希望した情報を選択して受け取ることができる仕組みを追加いたしました。

また、DX推進計画の改定の中で、全庁で進めていく事業として、情報システムの標準化・共通化とコンビニ交付サービスの導入について検討いたしました。

まず、情報システムの標準化・共通化は、国が定める標準仕様書により、全国の地方自治体のシステムを標準化し、データや様式を共通化することで、業務の効率化を図ることとございます。窓口業務を中心に標準化対象となっている20業務を、令和7年度末である令和8年3月までに新システムへの移行完了を目指すものとございます。

本町におきましては、令和6年度から令和7年度にかけて、順次、新システムに対応するための検証やデータ移行などを行い、全庁体制で期限までに移行完了できるよう準備を進めてまいります。

次に、コンビニ交付サービスの導入につきましては、全国のコンビニエンスストアやドラッグストアなどで、マイナンバーカードを利用し、諸証明が、いつでも、どこでも、すぐに取得できるサービスとございます。

本町におきましては、現在、閉庁時間帯に諸証明を取得するには、郵送での請求のほか、電話での予約による夜間窓口での受け取りによる対応となっております。コンビニ交付サービスであれば、仕事帰りや休日に、会社や自宅の最寄りのコンビニエンスストアなどで取得できるようになるため、住民の様々なライフスタイルに柔軟に対応できるものとして、令和6年度中の導入を目指すことといたしております。

岐南町DX推進計画の進捗状況のうち、書かない窓口、行かない窓口など、特に住民サービスに関係する項目について、個別にお答えを申し上げます。

まず、書かない窓口につきましては、総務省が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画において、自治体におけるDX推進の具体的な取組を示しており、行かない窓口と併せて、自治体窓口のDXとしての推進をいたしております。

デジタル庁における、書かない窓口の事例では、紙での手続だけではなく、マイナンバーカードを活用した電子データによる申請とすることで、住民が利用する窓口支援システムと職員が利用する内部業務システムとの間でデータを送受信することができる仕組みが紹介されております。これにより、申請時の手続を減らすだけでなく、マイナンバーカードを使って情報を転記することから、事務処理のミスも軽減され、効率化が図られたことが示されております。

本町におきましては、デジタル庁の紹介事例を参考とするとともに、さきに申し上げた国が進める情報システムの標準化により、窓口業務の運用や様式が変更となる可

能性があるため、新システムによる内部業務への影響や、書かない窓口システムへの対応状況を注視しながら、引き続き、DX推進プロジェクトチームで検討をいたしてまいります。

次に、行かない窓口についてお答えを申し上げます。

行かない窓口につきましては、住民票や戸籍、税証明などの諸証明を、役場の窓口に行かなくても交付することができることにより、住民サービスの向上に寄与するものでございます。

デジタル庁の事例では、コンビニ交付サービスが紹介されており、これにつきましては、さきにご説明させていただいたとおりでございます。

コンビニ交付サービス以外の行かない窓口といたしましては、申請のオンライン化も進めております。コンビニ交付サービスの対象以外の各種申請につきましては、オンライン部会で、現在まで多数の申請のオンライン化を実施いたしております。

オンライン部会でのオンライン化実績は、さきにご説明させていただいたとおり、今後もオンライン申請ができる申請数を増やしていくため、令和5年度にDX推進プロジェクトチームの職員を対象としたスキルアップ研修を実施いたしましたので、引き続き、各部署の職員への研修を実施し、全庁的にオンライン申請を進めてまいります。

最後に、書かない窓口や行かない窓口については、全国の自治体で様々な仕組みが導入されておりますが、デジタル技術の進歩により、日々新たな仕組みが開発されております。また、情報システムが全国的に大きく変わっていく時期でありますことから、引き続き、デジタル庁が紹介する好事例を参考するとともに、本町に見合った仕組みをDX推進プロジェクトチームで検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。10時50分から再開いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員 三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、1項目2点、一括質問方式でお話しさせていただきます。

公共交通の未来に賭けて、前回12月議会でご質問させていただきましたが、第2弾

ということで続きから参ります。

12月議会の再々質問の答弁が一般質問の時間制限を超え結論まで至りませんでしたため、続きを今回3月議会で再開させていただきます。

そこで、質問に入る前に、ここまでの経緯を整理していきたいと思います。

順に今までの、もう5回ぐらい続けてまいりましたけれども、その中で、1つずつ参ります。14年前のにじバス（巡回バス）が年間1,600万円の運行経費に見合わない利用実態が続いたことが重大な理由で廃止になったということがまずあります。そして、昨年再開したコミバス（巡回バス）の3,500万円はどうなんだろうという質問をしました。そして、今回は福祉目的であると、買物や通院であるというような答弁をいただきました。

そこで、スーパーマーケット3か所の停留所位置においてチェックをしまして、先般申し上げましたけれども、150メートル、200メートル、300メートルと離れているというのが、高齢者にとって買物をした後に大荷物を持って歩ける距離ではないのではないかと。要は、乗らないという、乗れないというようなことでございます。

そして、玄関に近い設置場所は本当に難しかったのかというところを先般申し上げましたが、以上を踏まえて再々質問のポイントに移ります。

公共交通というこのコミュニティバスが福祉目的であるならば、どうしてスーパーマーケットの玄関に近い位置で停留所が設置できなかったのかを関連づけた質問として、賛同をいただいた事業者様、これはイコール協力金がいただける方というような条件に、その縛りの中で停留所設置を依頼したのであれば、費用負担に応じていただけなかった事業者様がおられても不思議ではないということは先般申し上げました。

事業者様に依頼したその書類内容は、そして協力金を伴うものと伴わないものを用意したのかという質問もさせていただきましたが、それに対して、事業所前の停留所の設置の際には協力金をお願いする予定である旨をお伝えいたしましたという答弁をいただきました。こうした一例を鑑みて、2点について質問をいたします。

スーパーマーケットの停留所設置計画の経緯を問います。

まず、どこをベストの位置と定め、その次に、ほか優先順位をもって、どこを候補に置き、設置計画の調査経緯を、前回申し上げましたスーパー三心、カネスエ、バローという、どんどん遠くなっていくこの距離感ですね、この位置、この検証結果をお聞かせください。

そして2つ目、スーパーマーケットに見る停留所は福祉目的であったのか、停留所の設置計画の段階で十分に精査が行われず、見切り発進したのならば、福祉目的とした計画自体が間違っていたと言わざるを得ません。停留所が離れた位置にしか設置で

きない理由を伺った内容が、法令や基準で定めるルールに加え、実施主体の町、道路占用や使用を許可する道路管理者、運行するバス事業者、警察、沿道地権者などの意見と調整により位置が決まったと。そして、今ある全ての停留所の位置は、このような手続を踏んで決められたものであることをご理解くださいという、これが理由ならば、福祉目的、病院やお買物が計面前から不便であるという結果が既に出ており、強行すべきではなかったということになります。

さらに、当初から申し上げてきたデマンドタクシーをもっと充実、拡張させる提案を取り入れていただいてもよかったのではないかと幾つも申し上げたはずですよ。というわけですね。

こうした調査結果を伺い、町が主体といえども、要は主導でなかったことがよく分かりました。そのため、町の意向や意図するところが、これは伝わらなかったのかもしれない。事業者には意向は伝えたつもりでも、こちらの思うようにはいかないものです。目的を明確にし、達成するために何をすべきだったのかをもう一度考えてください。駄目押しでも、事業開始前から私が何度も申し上げてきた停留所設置が必要な場所においては、協力金をいただくのではなくて、目的の達成のためならお金を支払ってでもお願いしてくださいよと申し上げたはずですよ。

こうした一例を見ても、意欲を感じられず、進展のないままここまで来ました。強行する意味がどこにあったのか疑問は残りますが、今こうして風通しのよくなったこの今こそ、町が主導し、主導しですね、目的達成のためにあらゆる方法を駆使していく必要があると考え、その例ということで、停留所設置協力金というのをなし、そういったことも加えて具体的な方策を聞かせてください。改善の余地はあるのかないのか。

以上、事業計画には町主導がどれだけ重要であるかを申し上げ、質問はこのもう1回で終わらせていただきますので、よりよい答弁を期待申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の公共交通の未来に賭けてⅡの1番目のご質問、スーパーマーケットの停留所設置計画の経緯を問うについてお答えいたします。

地域の暮らしを支える公共交通であるコミュニティバスの停留所の設置については、沿道地権者の了承を得ることが大前提ですが、法令や基準で定めるルールに加え、事業の実施主体の町、道路の占用や使用を許可する道路管理者、コミュニティバスを実際に運行するバス事業者、交通管理者である警察など関係者による話し合いが必要になります。

さらに、停留所を敷地内に取り込むことについては、土地の所有者の了承を得た上

で、店舗を構える事業者、バス事業者などと話し合いを行い、慎重に検討をしております。

店舗に少しでも近い位置での停留所の設置は、確かに利用者の利便性を向上させるものですが、一方で関係者らの話し合いが十分でないと、運行の安全性の確保に懸念が生じます。安全な運行は何より重視されるものでなければなりません。今ある全ての停留所の位置は、こうした手続を踏んで決められたものであることをどうぞご理解いただきたいと思います。

安心して生活を営む上で欠くことのできない場所として、病院やスーパーを対象とした事業所前停留所設置意向調査を経て、その時点における最善の停留所設置に至るまでの経緯は申し上げたとおりでございます。

したがって、議員のご質問にあるような、町があらかじめ停留所の位置を指し示す計画は存在しておりませんでした。

また、ご質問の中で特定の事業所の名を幾つか挙げられておりますが、調査の方法や検討の進め方については、事業所による違いはございませんでした。

次に、2番目のご質問、スーパーマーケットにおける停留所は福祉目的であったかについてお答えいたします。

この当該事業の目的は福祉の向上にあります。少子高齢化や人口減少の深刻化により、地域公共交通の利用者は減少し、交通事業者の経営状況はますます厳しくなっています。加えて、ドライバーの高齢化や人手不足などの問題もあります。その一方で、高齢者運転の問題の顕在化を背景とした免許証返納の進展により、自家用自動車を運転できない高齢者にとって、地域における移動手段の確保がますます重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、新しいコミュニティバスの運行は令和4年9月1日に始まりました。この事業は、令和4年6月に策定した岐南町地域公共交通計画に基づき、PDCAサイクルの考え方により計画的に実施されるものであり、事業内容の改善についてもその中で行われていきます。

町は、定期的な利用者アンケートやコミュニティバスのみならず、コミュニティタクシーの停留所の位置に関するものも含み、これまでの停留所設置に係る経緯にとらわれることなく、事業所などへの聞き取り調査を実施することで、今後も変化するであろうニーズの把握に努めてまいります。また、そしてその結果をバス・タクシーの運送事業者やその団体、運輸支局、警察、住民の代表の皆様が集まる岐南町公共交通会議や岐南町地域公共交通活性化協議会の会議において公表し、それぞれのお立場からご意見等をいただき、様々な視点での改善に不断の努力をしてまいります。以上で

ございます。

○議長（櫻井 明君） 6 番 松原浩二議員。

○6 番（松原浩二君） 6 番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

今回は災害の対応について掘り下げた部分もありますので、質問させていただきます。

災害関連については、これまでも多くの議員が質問されていますが、私も何回かしていますが、岐南町におけるより具体的なところを含めて改めてお尋ねします。

本年度になり、世の中がコロナ禍から徐々に平常化していくと皆が思っていたところであり、希望を持って新しい年を迎えようとしていた矢先、新年早々に能登地域を中心とした大きな地震がありました。能登半島地震ですね。これにより家屋の倒壊、地面の液状化、海産物などにも影響があり、富山また新潟など近隣地域にも甚大な被害をもたらした大きな自然災害です。

全国の自治体からも応援があり、自衛隊の救助活動、また多くのボランティアが炊き出しや廃棄物の除去のお手伝いなどをされています。

地震大国日本に住んでいる以上は、このような大きな地震がいつどの地域に来るかわかりませんが、いつ来ても不思議ではないということは皆が認知しているところがあります。大きなものでいえば、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成28年4月の熊本地震、平成23年3月の東日本大震災とあり、だんだんこの東海地域に近づいてきているという不安が大きくなってきています。

大きな災害として、そのほかに線状降水帯やゲリラ豪雨などによる河川の氾濫や、山の斜面が崩れる、北海道や東北などは大雪で家屋が潰れる、またホワイトアウトやスリップによる事故や立ち往生など。また、海沿いの地域は津波の発生に即対応しなければならない。台風においてはどこの地域にも該当します。異常気象という言葉でまとめられますが、いつ、どこに、何が起きても不思議ではない時代となっております。

このように、今までに大きな災害が何度もテレビなど報道され、ネットにも個人が撮影した動画や写真が多くあり、その都度対応について多くの場面で何度も検討されてきました。しかし、完璧な対応には至らず、被災者の困窮されていることばかりが繰り返し報道され、記録そして記憶に残ります。

岐南町においても、想定される災害においては、対応をマニュアル化し、対応をまとめています。ただ、ここしばらくは大きな災害もなく、ほかの地域で起こっており、人ごとのような感覚であったり、平和ぼけとまでは言いませんが、気持ちとしては緩

いものと町の雰囲気としても感じられます。

そこで、もしものことについて、改めて岐南町の対応についてお尋ねします。

1点目、この地域において最も危惧される南海トラフ巨大地震というものがありますが、今回の能登地域などのように震度7が発生したときは、多くの家屋が倒壊している状況での町の初期の対応はどのようなのでしょうか。また、その影響により火災発生があれば、消防署や消防団の対応はどうなるのでしょうか。

2点目、さきに挙げた熊本地震で例があったように、1回目の大きな揺れで倒壊せず、ひびが入り、少し傾いた壊れかけの状態の家に入り、次の大きな揺れで倒壊、そして亡くなるというケースもあったようで、高震度後の、震度が高いですね、高震度後の注意喚起などの対応はどのようなのでしょうか。

3点目、どの地域においても毎回よく聞かれる重要なことが、水とトイレの対応についてであります。実際、岐南町民2万6,000人分と考えると、とても大変な数量と思われますが、対応はどのようなのでしょうか。特にトイレは広場や公園など現況を確認され、現在あるところだけでも改修や増設などしたほうがよいのではないのでしょうか。

4点目、妊婦、乳児また障害者の方など、特に配慮の必要な方への対応についてはどのようなのでしょうか。障害者の方については、障害の程度や状態によるところではありますが、どのようなのかお尋ねします。

5点目、同様にペットに関する対応はどのようなのでしょうか。環境省においては、避難場所などに避難するときは、ペットも一緒に避難することを推奨しています。

環境省の表記です。

ペット同行避難の受入れ。環境省は、東日本大震災での経験から、ペットを飼養している人が、飼っている人がですね、災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下で、ペットを連れて避難する同行避難を推奨してきました。同行避難は、災害時に自宅等にとどまることが危険だと判断した際に、人とペット双方の被害を避けるためにもペットを連れて行う避難行動を意味します。

我が国では、子供の数よりも多くの犬や猫が飼育されており、災害発生時に指定緊急避難場所や指定避難所、以下両方をまとめて指す場合は緊急避難場所等と言います、に避難してくる住民等の中には、必ずペットと同行避難してくる方々が一定の割合で含まれます。ただ、避難所などにおいては、動物は飼い主と一緒にいられないことがあります。ペットについては法的には物ではありますが、思いとしては家族の一員であり、大事な命でもあります。守れる対応はどのようにされるのでしょうか。

6点目、町内の各自治会においても、例えば水や食料の備蓄など、地震などの災害

に対応しているところもあり、町との連携があるとよいと思われそうですが、どのようなのでしょうか。水の確保については、耐震化が進められている町の水道で大丈夫でしょうか。また、もしも水道が機能しないときには井戸水を利用することが考えられますが、町内の井戸水所有の方との連携はどのようなのでしょうか。

7点目、能登地域の報道を毎日のように見っていますが、避難場所による生活が長引くと健康被害が多く発生し、それにより災害関連死につながるものがたくさんあります。先日の岐南町社会福祉協議会の講演で、熊本地震において地震による直接死が80人に対し、災害関連死は220人とあり、いかに重要事項であるか分かりますが、この関連死が起きないように対応はどのようなのでしょうか。

8点目、同様に被災者の声を聞く中で、幸いにも家屋が大丈夫であった方が被災者の方にお風呂を貸すことをされて利用された方がとても喜んでみえました。同様に、自衛隊のお風呂で多くの方が喜んでおられることもあったようです。そこで、このような状況のときに、体の衛生面、そして精神衛生上にもよいことですが、町内の入浴施設や宿泊可能施設などとの協力・連携はされているのでしょうか。

9点目、家屋などの倒壊により瓦礫などの大量の廃棄物が出ることが想定されますが、かなりの量が予測されますが、どのくらいの量が出て、どこで集積し、処理までの流れはどのように想定されておられるのか、お尋ねします。

10点目、南海トラフ巨大地震という状況であれば、狭い地域ではなく、かなりの広範囲で影響があると思われしますので、国や県の支援を求めることになると思われそうですが、災害協定を結んでいる宇多津町や久御山町からの対応も含め、どのような対応かお尋ねします。

以上、10点質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の災害の対応についての1つ目のご質問、多くの家屋が倒壊している状況での町の初期対応や、火災発生時の消防署や消防団の対応についてお答えを申し上げます。

本町では、発災時における町の初動対応の指針となる職員災害初動マニュアルを定めておりまして、これは岐南町地域防災計画に基づき、災害発生時の初動対応、応急対応の迅速・的確な実施、かつ行政の機能を有機的に結合させた活動により、災害による被害を減災することを本旨としたマニュアルでございます。

職員は、発災時においてこのマニュアルを原則として対応をいたしてまいります。家屋倒壊等の被害が見られる状況におきましても、まず職員は安全の確保と安否確認を最優先とし、次いで、災害対応の方向性を決定するため、情報収集や刻々と変化する

る状況に応じて必要な対応を講じる災害マネジメントの実施に向けて災害対策本部の設置を行い、体制を整えて対応いたします。

そして、火災発生への対応につきましては、いち早く現場に駆けつけ、人命救助や消火活動に当たるのが消防署でございますが、消防署だけで対応できない場合につきましては、岐南町消防団の指揮命令の下、消防団による現場活動、あるいは消防署と協力活動を行うことと定めております。

続きまして、2つ目のご質問、1回目の揺れで倒壊せず、ひびが入り、傾いて壊れかけの家に入って亡くなるケースもあったが、後の注意喚起などの対応についてお答えを申し上げます。

災害時の情報伝達手段として、町では防災行政無線での放送をはじめ、岐南町公式ホームページ「ぎなんねっと」や公式LINEでの発信、各携帯会社を通じた緊急速報メール、岐阜県防災情報通信システムを用いた報道機関への情報提供、広報車両での啓発など、あらゆる手段を駆使して、町民の皆様ができる限り早期に周知できるよう努めてまいります。また、平時の取組といたしましては、町の総合防災訓練や自治会別防災訓練内で、講話におきまして、発災時の避難行動に関する内容も周知しております。

また、今回ご質問に該当する地震災害のみならず、水害時の避難行動やそれぞれの災害発生時の避難場所及び避難所開設につきましても講話内容に盛り込み、町民の皆様に説明をさせていただいておるところでございます。

さらに、訓練不参加の町民に対する周知も行うべきであると考えておりますので、訓練では継続的に講話を実施し、平時にはあらゆる手段を駆使して啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目のご質問、水とトイレの対応について、また広場や公園にある既設のトイレの改修や増設についてお答えを申し上げます。

被災した地域において真っ先に直面する困窮事案として、水やトイレの使用不可が挙げられます。避難所において、設備の確保、災害時に利用できるための整備が重要であることは十分理解しているところでございます。

現在、水については、飲料用水と生活用水、それぞれの備えのほかに、応急給水として西及び中央水源地区におきまして容量4,200トンまでの水を蓄えることができる貯水池が整備されております。これは全町民の飲料水と生活雑水の1日の必要量の約10日分に相当いたします。さらに、約1,500人分の1日の必要量に相当する給水容器も整備いたしております。

続きまして、トイレについて回答を申し上げます。

本町には3つの都市公園と21の運動広場、岐南駅前広場や児童公園であるわんぱく広場がございます。これらの一部は地域防災計画において一時避難所に位置づけされております。一時避難所とは、一時集合場所とも呼ばれており、地震などの大きな災害の発生時に一時的に避難する場所を示し、避難生活を送る指定避難所とは異なる場所として指定されております。

議員ご指摘の広場や公園は一時避難所でありますことから、トイレの規模は通常の公園利用者を想定した規模となっており、屋外トイレの対応につきましては、指定避難所である学校施設内にマンホールトイレを設置し、避難者が利用できるよう整備が施されております。したがって、現在ある広場や公園のトイレの増設や改修について実施する計画はございません。

続きまして、妊婦、乳児または障害者への対応についてお答えいたします。

議員のご質問の内容にあるように、障害者の方につきましては、障害の程度にもよりますが、妊産婦や乳児、そして障害者の方の対応につきましては、原則、福祉避難所マニュアルに基づいて対応いたしてまいります。

現時点で協定を締結している福祉避難所は9か所、そして町施設においては各校区1か所ずつ指定をいたしているところでございます。なお、障害者については、協定締結先の施設と協議の上、避難所を開設し、妊産婦及び乳児につきましては、各校区に指定された福祉避難所を開設することを考えております。

また、町における備蓄品の充実に努めているものの限りがあるため、要配慮者に必要な物資が行き届くよう、災害物資供給協定を締結いたしております。ただし、福祉避難所への要配慮者の移送につきましては、原則として本人または家族の責任で行うものとしたしておりますが、状況によっては困難なケースも想定されるため、移送に係る災害協定の締結等も検討いたしてまいります。

続きまして、5つ目のご質問、避難所におけるペット対応についてお答えを申し上げます。

発災時において、被災者が犬や猫等のペットと同行避難することは避けられないことであると考えております。ただし、動物が苦手な人やアレルギー等を持っている人等への配慮が求められることから、避難所の居住場所においてペットと同居することは適切ではないと考えております。

町といたしましては、ペット同行避難に対応するため、避難所ごとに屋外に飼養施設、テント等ですけれども、の設置をすることにより、避難住民のアレルギー等や避難所の衛生面に考慮した対応をいたしてまいりたいと考えております。

なお、避難所施設内という限られたスペースの中で、ペットと共に避難していただ

くには、日頃からのしつけも含め、災害時におけるペットの救護対策について、環境省より示されております災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの普及啓発を狂犬病予防接種時等の機会を捉え、進めてまいりたいと考えております。

また、県と岐阜県獣医師会との間に、災害時における動物の救護活動に関する協定に基づいて獣医師会からの支援が得られるよう、県の協力を仰ぎながら対応いたしてまいりたいと考えております。

なお、発災時のペットとの同行避難や避難所でのペット対応における指針を整備する目的で、岐南町被災動物救護マニュアル及び避難所における被災動物救護マニュアルの策定準備を現在進めておるところでございます。それらのマニュアルの策定準備と並行して、ペットの飼い主に対する災害時の備えについて啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目のご質問、備蓄品の確保や水道の耐震化は大丈夫かについてお答えを申し上げます。

非常時の水や食料の備蓄につきましては、まず各個人での対応を推奨しているところではございますが、町で備蓄している水や食料につきましては、自宅が被災し帰宅できず避難所へ避難された方や自主避難されている方への支援を想定いたしております。

一方、自治会で備蓄している物資につきましては、自治会で購入されたものであり、避難所などに一時避難された方や自宅で自主避難している方に対して物資を配付されると想定いたしております。現時点で町と連携して非常時の備蓄品を用意されているわけではございません。

水道の確保につきましては、今年度も688メートルの主要配水管耐震化工事を行っております。令和5年度末の耐震化率は67.1%とあります。厚生労働省が定める基幹管路耐震化率、令和10年度達成目標の60%を既に上回っております。そして、今年2月に完成いたしました西水源地につきましても、耐震性を有しており、より安定的に水道水を供給できる施設となっております。

次に、井戸水所有者との連携につきましては、非常災害用井戸指定に関する覚書を54の法人と締結をいたしております。災害時に町の要請に応じて井戸水を飲料水または生活用水として無償でご提供いただけるようにいたしております。

続きまして、7番目のご質問、長期の避難生活により健康被害が原因で起きる災害関連死への対応についてお答えを申し上げます。

災害時は、生活環境の劣悪さや心身への負担により、心身双方の健康に変調を来す可能性が高くなるため、保健医療面での支援や心のケア対策が不可欠でございます。

そのため、避難者に対して保健所、県の協力を得て健康管理活動を行います。また、心のケアに対しては相談支援活動を行います。その他には、長期の避難生活における精神的ストレス解消のため、日本医師会災害医療チーム（JMA T）の派遣や、高齢者や障害者などの配慮が必要な方々に福祉的支援を受けられるよう災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するなどを行います。

また、ストレスの軽減を図るため、避難所における適切な生活環境の維持が不可欠となります。避難者の健康状況や避難所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じられるよう努め、専門性を有した外部機関に必要な支援が受けられるよう連携に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8つ目のご質問、災害時における町内の入浴施設や宿泊可能施設などの協力連携についてにお答えを申し上げます。

入浴につきましては、先ほど質問がありましたように、長期の避難生活をする上で衛生環境が劣悪になると、心身双方で健康状態が悪くなってまいりますので、とても重要なこととございます。避難所には入浴施設がないため、自衛隊へ災害派遣要請を行い、入浴支援を実施することになります。

現在、町内の民間の入浴施設につきましては、協定などを締結していませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、10番目のご質問、南海トラフ巨大地震は広範囲に影響があり、国や県、協定を結んでいる自治体に支援を求めることになると思うが、現状について、にお答えを申し上げます。

災害を受けて独自では十分な応急対策や復旧対策ができない場合、災害対策基本法の規定に基づき、県や県内市町村相互の応援を実施する協定を締結いたしております。また、広域応援要請といたしましては、中部9県1市で締結されている応援協定に基づき、他の都道府県に対して、県を通じて応援要請を求めることができます。その他に香川県宇多津町と京都府久御山町と災害時相互応援協定を締結しており、直接応援を要請することができるようになっております。両町とは、災害が発生した場合には被害状況を確認したり、久御山町の総合防災訓練にはファクシミリによる応援要請訓練に参加をいたしております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の9番目のご質問、瓦礫などの廃棄物の量と処理についてお答えいたします。

地震等の大規模災害に備え、町では令和3年度に災害廃棄物処理計画を改定しました。

本計画は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、本町における防災対策の全般の計画である岐南町地域防災計画と整合性を図るとともに、県計画で想定された災害や被害を基に、発災前の業務、発災後の応急対策、さらに復旧・復興対策等に必要な事項について、本町における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性を取りまとめたものでございます。

ご質問の災害時の廃棄物の量につきましては、本計画で11種類の地震を想定しているうち、南海トラフ地震で想定している排出量は、可燃物2万2,000トン、不燃物11万2,000トン、合計13万4,000トンでございます。また、排出量が最大になると想定しているのは、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震で、可燃物4万3,000トン、不燃物21万6,000トン、合計25万9,000トンでございます。

次に、廃棄物の処理につきましては、本計画において、発災後3日以内に災害廃棄物の仮置場の被害状況等を確認後、2週間以内に仮置場を開設するよう計画しております。

なお、町内の一次仮置場の候補地は、羽栗社会体育施設グラウンドと厚八社会体育施設運動広場の2か所を想定しております。

また、昨年は、町は阪神・淡路大震災や熊本地震における災害廃棄物処理で豊富な実績を有する大栄環境株式会社との間で、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しております。この協定により、町内で地震等の災害が発生した際、災害廃棄物の撤去、積み込み、運搬及び処分等に関して応援要請することができることとなりました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございました。

お答えいただいた中で、再質問を数点させていただきます。

まず1点目、1つ目のところでお尋ねしたところですが、役場職員の方で消防団員の方が多くおられるようですが、災害時の行動についてはどのようになるのでしょうか。職員または団員のほうが優先、どちらが優先になるのかですね。

2点目、3つ目のところの質問のことで、水道管が破損などで機能しないときは、水源地まで行けば給水の対応をしていただけるのでしょうか。また、給水の方法はどのようでしょうか。また、1人当たりの配分の上限などがあるのでしょうか。

3点目、4つ目のところで、福祉避難所9か所とありますが、この9か所というのはどこでしょうか。また、この手配は誰が行うのでしょうか。また、そこへ誰が連れていかれるのでしょうか。

4点目、5つ目のところで、ペットの飼養施設、テント等、これは町内のペットの

数に足りておられるのでしょうか。犬以外のいろんな種類、多種類のペットがあると思いますが、この数の把握は難しいと思いますが、これについてお尋ねします。

5点目、6つ目のところで、井戸水の提供者には、当然ながら井戸水でもメーターがあると下水料金というのが発生するので、無償で提供していただくということですが、下水料金が発生してしまうので、そこについて下水料金の免除等があるのでしょうか。また、家庭での水道管破裂などのときも、水道料金の免除とかしていただけるのでしょうか。

6点目、9つ目のところで、大栄環境株式会社というご紹介をいただいたのですが、実績豊富な企業であるということで、当然ながら他市町とも協定を結ばれておられるのかなと思いますので、お尋ねします。もしそうであれば、災害時の対応は、岐南町は順番として早期の対応がしていただけるのか、ちょっと思うところでございます。

以上、6点再質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の再質問で、役場職員で消防団員を兼ねている者の災害時の行動はについてお答えを申し上げます。

災害時における消防団の活動は、避難誘導や人命救助、消火活動など重要な役割を担っておりますが、その活動を行う上で最も重要となるのは正確な情報でございます。町では、災害発生時には災害対策本部をいち早く設置し、情報収集を行います。災害対応を開始するためには、体制を整え、刻々と変化する状況に応じて必要な対策を講じるための方向性を素早く決定するため、職員の力が必要となります。したがって、消防団員を兼ねる職員につきましては、役場業務を優先に行動することが重要であると考えております。なお、災害対策本部には消防団長も出席されますので、その命令により、被災状況に応じて役場職員も消防団員として出動することも可能でございます。

続きまして、3つ目の再質問、福祉避難所についてお答えを申し上げます。

福祉避難所9か所につきましては、災害時の要援護者避難施設として、民間福祉施設等の使用に関する協定を締結しているサワダデイサービスぎなん、岐南仙寿うれし野、森島整形外科デイケアセンター、さくらの舞、ゆきの舞、ほたるの舞、もみじの舞、ハピネス岐南、愛の家グループホーム岐南であり、最大で全体で121人が使用することができます。

災害発生時には、町から協定締結法人に対しまして、当該施設を福祉避難所として利用することについて協力を要請することになります。岐南町地域防災計画では、重度の障害者や要介護3以上の方につきましては、避難施設として民間福祉施設の使用

を考慮することとされ、あらかじめ個別避難計画を作成し、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとしたしております。

なお、移送につきましては、原則として本人または家族の責任で行うものとしたしておりますが、独居の高齢者や高齢者のみ世帯等は、個別避難計画におきまして避難支援実施者が行うこととなっております。何らかの理由で移動が困難な場合は、協定締結先に協力を要請することもできます。

続きまして、避難所におけるペットの対応についての再質問にお答えを申し上げます。

現在策定中の岐南町被災動物救護マニュアル及び避難所における被災動物救護マニュアルにおきまして、推定被災動物数としては、犬については296頭、猫については339頭と推測いたしております。ペット同行に対応する避難所といたしましては、小・中学校や町民センターを想定いたしておりますが、飼養ゲージ収容用テントの設置場所につきましては、鳴き声等の騒音対策や臭い対策、またはテントスペースの確保の必要性から、小・中学校などの広大な面積を有する避難所が望ましいと考えられます。

飼養施設用テントにつきましては、現在保有しているテントのほか、災害時等における資機材の供給協力に対する協定を締結している事業所から供給を受けることになります。

犬猫以外の多種類のペットの数は把握いたしておりませんが、ペット同行者は飼養ゲージやフードなどを準備し、責任を持って対応していただけるよう、平時から啓発してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 松原議員の再質問、被災時の水源地での給水対応、水道料金、下水道使用料の取扱いについて、それぞれお答えいたします。

大規模地震により水道管が破損し、上水道の供給ができない場合は、町内3か所ございます各水源地において緊急用給水栓を用いた応急給水活動を実施いたします。多くの方の集中が予想されます応急給水拠点では、場合によっては1人当たりの配分の上限を設けるなどの措置を取らざるを得ない可能性もございます。

なお、能登半島地震で被災したある自治体では、1人当たり1日2リットルを上限として応急給水活動に当たられたと聞いております。

また、被災時の水道料金及び下水道使用料免除につきましても、災害の規模、状況を考慮した上で慎重に検討する必要がある、現時点において具体的にお示しすることが困難であります。

井戸水提供者の下水道使用料につきましては、災害応援協定の非常災害井戸指定に関する覚書により減免を図るものとしております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の再質問、大栄環境株式会社の他市町との協定はと災害時の対応の順番、早期の対応についてお答えいたします。

大栄環境株式会社は、連結子会社31社を束ねる大栄環境グループを統括する企業でございます。本年3月11日時点における同社の災害協定締結自治体数は、全国で175自治体に及んでおります。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪北部地震などの大震災や毎年発生する台風被害、豪雨災害における廃棄物処理での同社の迅速な対応が協定の数につながっているものと思われます。

本町においては、長年大栄環境グループの傘下にある三重中央開発株式会社との間で、可燃ごみや不燃ごみの処理の委託をしており、その信頼感や実績により、統括する大栄環境株式会社と協定締結に至ったという経緯がございます。

本町に対しての災害時の対応の順番、早期の対応につきましては、信頼があり、多くの企業を統括する企業であるからこそ、災害の規模など個別具体的な状況に応じた支援が可能であり、特にどの市町を優先するといった順位を設けているものではございません。

そのときそのときの被害の状況に応じて、必要な人員、車両、重機、資機材等を調達し、災害廃棄物処理の対応に可能な限り協力していただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員の長谷川です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、分割質問方式で大きく3つに分けてご質問させていただきます。

1つ目、自治会について。

まず最初に、私は自治会というのは非常に大切な組織であると考えています。理想

は100%の加入率であるとも考えます。

古くは5人組、隣組という組織から始まりまして、日中戦争以降、町内会という組織がつくられました。占領軍により昭和22年に一時廃止されましたが、昭和27年にまた復活しました。

昔から我々の生活に深く関わっている自治会ですが、加入するメリットとしましてはたくさんあると考えます。隣近所の方とふだんからコミュニケーションを取ることによって、犯罪の抑止、地域で子供を育てることができる。また、何かあったときに助け合えるといったことが挙げられます。デメリットは、数年に1回役を受けなければいけないといったことでしょうか。しかし、皆さんよく考えてください。人間誰も一人では生きていけません。助け合いの精神というのは絶対に必要なことじゃないでしょうか。

引っ越しをした際に自治会に入りたくないと思っている若い方に私は言いたい。ご自身の親は自治会に入っていたから順調に大人になれたのではないのでしょうか。コミュニケーションを取るのが面倒くさいと思わずに、進んで自治会活動に参加することで必ずご自身のご家族にとってもプラスの作用が働くと思います。

そもそも、なぜ私が今回自治会について一般質問しようと思ったかといいますと、皆さんもご存じだと思いますが、神戸市の住宅街で起こったごみ捨て場の利用に関しての裁判のニュースを見たからです。詳細の説明は省きますが、裁判の内容を踏まえて2点質問させていただきます。

1つ目、自治会未加入者はどこにごみを出すのが正しいのか。

2つ目、自治会加入率を上げるために具体的に町として行っている施策はあるか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の1項目め、自治会についての1番目のご質問、自治会未加入者はどこにごみを出すのが正しいのかについてお答えいたします。

家庭から排出されるごみなどの一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が収集、運搬、処分をしなければならないとされております。

また、国民の責務としては、同法第2条の4により、廃棄物の減量、そのほかその適正な処理に関し、国や地方公共団体の施策に協力しなければならないとされております。

ご質問の自治会未加入者はどこにごみを出すのが正しいのかについては、町は町民に対し公平なサービスを提供しなければなりませんので、自治会員であっても自治会未加入者であっても、同じように可燃ごみについてはお住まいの地域内の指定された

集積所へ、また燃える大型ごみや緑ごみ、プラスチック製容器、瓶、缶、紙類などの資源ごみは、自治会ごとに指定された収集場所へ出していただくようご案内をしています。

なお、資源ごみについては自治会の収集場所のほか、エコステーションもご利用いただけることを併せてご案内をしています。

しかしながら、自治会にも加入しない、清掃活動にも参加しない、ましてやごみ出しのルールも守らないといった方が平然と自治会が管理されている集積所などを利用することに対する不満の声があることも承知しているところでございます。

町としましては、引き続き集積場等の管理運営は自治会によってなされていることを広報誌等で繰り返し周知するとともに、利用者としての環境美化に対する協力を呼びかけてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 長谷川議員の自治会加入率を上げるために具体的に行っている施策があるかについてお答えを申し上げます。

本町における自治会加入状況は、令和5年4月時点で加入世帯数8,795世帯、加入率76.4%でございます。加入世帯数は10年前と比べ650世帯ほど増加しておりますが、本町への転入世帯がそれ以上に増加しており、加入率といたしましては10年で約10%減少しているのが現状でございます。

自治会加入率を上げるために、その地域に住む人が関心を持ち参加したいと感じるような自治会活動を実施できているかが非常に重要になると考えております。そのため、町では、町内全ての自治会に対して自主的で主体的な地域活動の促進を目的として、岐南町自治会絆づくり交付金事業を平成23年度より継続して行っております。本交付金によるサポートで、自治会の金銭的負担を軽減しながら、地域活動の活性化の促進、地域交流の希薄化を防止し、魅力ある自治会づくりを町といたしましても補助しているところでございます。

また、本町に転入、転居された方につきましては、自治会加入促進チラシを窓口で配付しており、お住まいの地域がどこの自治会に該当するかなど情報提供を行っており、加入を検討されている方と自治会との橋渡しをいたしております。

なお、地域コミュニティの中心的役割を担う自治会におきましては、地域福祉や防災など様々な課題への対応が必要となっております。一方、担い手不足などにより、自治会活動の持続可能性が低下しており、それぞれの自治会が抱える課題につきましては、自治会在り方検討会において協議を行っております。

令和3年度におきましては、自治会絆づくり交付金制度の手続の簡素化や敬老会の

見直し、令和4年度におきましては、環境美化監視員の任期の短縮、自治会での防災訓練やそのための絆づくり交付金の利用、令和5年度は町民運動会開催に向けた意見や要望の収集、把握などを実施し、自治会の課題解決を自治会長と行政が一体となって実施をいたしております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1点、再質問させていただきます。

まず、この神戸市で起こった裁判も、自治会に加入していないからといってそのごみ捨て場を使わせないとするのは違法であるという結果が出ていましたので、自治会未加入者もそこを利用するのが今の法律上正しいというところで私も再認識しましたし、ただ自治会長さんの声を今回質問するに当たって、いろいろ数人の方からお聞きしたんですが、やはり清掃活動とかやっているのは、自治会に加入している方、役員の方の当番ではありますので、そこを利用するに当たって、例えば金額を設けるとか、そういうこととかで対応していくしかないのかなというふうに私も思いましたので、今後そういうような議論がなされていくのかなと思います。

再質問ですね、2つ目のところなんですが、先ほど自治会加入促進チラシというものを配っていると。私も岐阜市のほうから5年前に転入をしてきましたので、それも見てはいるんですが、ちょっと印象も薄かったかなというところですね、自治会の活動とかも書いてはあるんですが、もっと例えば、もう本当に役場として自治会加入率がやっぱりアパートとかあるんで100%というのは難しいとは思うんですが、やはり加入していればしているほど、行政からの情報というのも町民にくまなく行き渡ると思いますので、本当に岐阜県一番、ないしは日本で一番その自治会加入を促進している町ぐらいの大きな壮大な新しいパンフレットですね、そういうようなものを、またもっと今後積極的に作っていくというお考えはあるかどうかを再質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 長谷川議員の再質問、メリットを教示したパンフレットを作成してはどうかについてお答えを申し上げます。

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、自治会加入促進チラシは転入及び転居された方に対して、お住まいの地域がどこの自治会に該当するかという情報提供のほか、自治会の活動内容もご紹介をいたしております。

自治会は地縁によってつながりを持った住民が、地域の防災・防犯、環境美化、健康福祉等の活動を自主的に運営している組織であり、地域コミュニティの推進の中心的役割を果たしております。しかしながら、少子高齢化社会においてますますその

役割が重要とされる状況で、自治会への加入率の低下は自治会活動を維持・存続する上で大きな課題であります。

今後は、本町へ転入された住民に対して、自治会活動により興味を持っていただくため、例えばメリットを感じている住民の声などを記載した加入促進パンフレットを他市町村で発行している事案なども参考にしながら、自治会連合会と協働して作成できるよう、自治会在り方検討会にご提案をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1 番 長谷川 淳議員。

○1 番（長谷川 淳君） 私も自治会加入していきまして、もちろんすばらしい地域だなということを、野中南ですね、感じていますので、個人的にもっと加入率を上げられるように地域の方と触れ合っていきたいと思っております。みんなで加入率促進を目指していければいいかなと思っております。

それでは、2 項目めの質問に移らせていただきます。

2 項目めは、学童保育についてですね。

学童の入所児童数は2013年に約89万人だったのが、2023年には約140万人と年々増加傾向になっています。岐南町においては、現在各地域の町民センターで学童保育を行っています。しかしながら、お隣の岐阜市においては、ほぼほぼ小学校内で行われています。今後、各地域の町民センターを使い続けると仮定すると、学童の利用に関して様々な整備が必要になることが予想されます。

そこで2 点質問をさせていただきます。

1 つ目、各小学校で学童保育を行うことはできないのか。

2 つ目、今後学童が必要な児童数が増加していった場合、どこでやるのか。

以上2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 長谷川議員の2 項目め、学童保育に関する1 番目のご質問、各小学校で学童保育を行うことはできないかについてお答えいたします。

学童保育の実施場所に関する統計を見てみますと、空き教室や学校敷地内の専用施設など、小学校の敷地内で実施している割合は全国で約52%ではあります。

2 月1 日現在、本町の学童保育利用者は、北学童68名、西学童67名、東学童が127名でございます。

国の学童保育面積基準であります子供1 人当たり1.65平方メートルから算出されますクラス定員は35名であることから、学校施設を利用する場合、北及び西小学校は2 教室、東小学校では4 教室が必要となり、夏休みや春休みなどの長期休暇はさらに需

が増します。

昨年度来、小学校の空き教室の利用につきまして、二町教育委員会と協議をしていますが、小学校35人学級の実施や特別支援学級の増加などにより、空き教室がほぼない状態のため、学童保育としてお借りすることは困難であるとの認識に至っております。

これまでの協議内容といたしまして、1つ目が図工室や家庭科室などの特別教室を放課後の時間帯に利用する場合、学童保育の時間帯は図工や家庭科の授業ができなくなる。

2つ目、授業後の使用となると、毎回、児童の所有物や学校の教材を移動させることが必要であること。また、学童保育の教室が複数の階に分散してしまう。

3つ目、学校運営と学童保育との境目が曖昧になることから、物理的な管理区分を明確化することや、夜間や土曜日の学童保育の際の施設管理、事故や損害等に対する責任体制の明確化、緊急時の対応など、解決すべき課題が多くあると伺っております。

学校内での学童保育は、放課後の移動がなく安全に保育できるメリットは大きいと考えますが、引き続き学校に隣接する町民センターやすこやかセンターでの利用で対応してまいります。

次に、2番目のご質問、今後、学童保育が必要な児童数が増加した場合、どこで実施するのかについてお答えいたします。

二町教育委員会による各学校の児童数の推移予測によりますと、北小学校は令和9年度、西及び東小学校は令和10年度をピークに児童数は緩やかに減少となります。

近年の学童保育の利用割合が約18%であることから、10年後の利用予測はそれぞれ北学童53名、西学童86名、東学童115名と見込んでおります。

一方、現在実施しているすこやかセンターや各町民センターについて、国が定める学童保育の利用定員を算出いたしますと、すこやかセンターは最大定員165名、西町民センターは170名、東町民センターは180名であり、今後10年間も現行の施設で受入れは容易であると考えております。

なお、利用者が増加する長期休み期間などに対しましては、これまで同様、西小学校ではあじさい教室、東小学校では図工室を利用するなど、一部学校施設の利用で対応してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、2点再質問させていただきます。

10年後には児童数が緩やかに減少していくというのは、過去、今の統計でありまし

て、例えば今、我が町、岐南町は町長が不在ですけど、次の新しい町長が人口増加を図るぞと言って、やはり転入を強化するような形になって子供が増えることも想像されます。

町民センターの入所の余裕数はまだあることはあると思うんですが、やはり学校を使えないことも分かるんですけど、そういうもしも児童数が増えたときの場合に、学校を使うこともやはり検討していかなきゃいけないかなという検討課題に挙がると思いますので、2点質問させていただきます。

まず1点目が、1つ目のことに対する再質問で、全国52%の学校は敷地内で学童を行っているのであれば、先ほど岐南町が抱える問題を答弁されましたが、そういう問題を他市町ではどう解決しているのかをお答えください。

2つ目、受入れの余裕がまだあるのであれば、決算のときですかね、全員協議会か決算のときの会議か何か、ちょっと時期を忘れましたが、学童を今年の4月から利用時間をちょっと明確化して、今まで3時半前だったら3時とか、そういう受入れを狭くする、改正をするというちょっと認識だったんですが、受入れの余裕があるなら、なぜそういう受入れを狭める改正をするのか、この2点を再質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 長谷川議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の全国52%の学校敷地内で実施しております学童保育につきまして、その内訳を調べてみますと、授業や行事などで終日使用されない、いわゆる余裕教室が27%、学校敷地内の専用施設が約25%でありました。

余裕教室で実施しております県内の自治体にお尋ねしたところ、岐阜市では、教室の確保が困難な学校もありますが、事業開始以来、学童保育事業を教育委員会の所管業務としているため、計画的に余裕教室を確保している。多治見市では、複数のフロアに分散するなど管理上不便な状態ではありますが、教育委員会と協定を取り交わし、使用エリアの指定や管理責任のルールを定めております。また、山県市では、余裕教室以外の教室を使用する場合は、その都度準備や片づけが必要であります。準備や片づけ、移動を最小限にとどめ、授業と学童の利用を入れ替えるというタイムシェアという国が推奨している方法で対応しているとのことでありました。

2つ目の学童保育の受入れ基準の見直しにつきましては、保護者の就労状況が多様化しつつあることを踏まえ、これまで曖昧であった学童保育が必要な世帯の優先順位を明確にすること、また以前から学童利用の申請内容に実態と異なる就労状況が散見され、他の利用世帯との公平性や平等性が担保されていなかったことなどの課題を整理いたしました。

具体的には、保護者の就労要件が月に14日以上、おおむね週4日でございますが、のみであったため、保護者の終業時間に関わらず利用でき、高学年では下校直後に保護者の迎えとなるケースや保護者の終業時間が実際より早く、学童保育が必要のないケースが申請利用後に判明するケースなどがございました。そのため、令和6年度より近隣市町の状況も参考に入室基準を見直し、保護者の終業時間を15時30分と16時30分以降の2種類とすることや、申請の段階で就労状況の確認を厳格に行うよう改善をしたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 非常に分かりやすいご説明ですね。

子供があと数年間は増えたりしていきますが、今のところ問題はないというところではあると思います。また、こういう問題が出てきたら、また議会と行政と一緒に考えていければいいのかなと思いました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

3項目めは、羽島郡二町教育委員会についてでございます。

毎年3月議会において、教育委員会のほうから点検評価報告書というものが配られています。

そこで、ちょっと今回素朴な疑問が浮かんできましたので、2点質問させていただきます。

まず1つ目は、この点検評価報告書というもののんですが、教育委員会の所管事務について一律に評価してあるものでして、私は岐南町と笠松町、さらには小学校と中学校で分けて評価報告書を出すべきではないかと考えるので、その点はどうか教えてください。

2つ目、関連してなんですが、羽島郡二町教育委員会から、仮に今、郡で教育委員会を持っている二町ですね、日本全国で、二、三年前に調べた限りだとこの羽島郡二町だけという状況であります。仮に岐南町教育委員会単独に移行した場合、仮にです、どのようなメリットとデメリットがあるかを教えてください。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） それでは、長谷川議員の3項目め、羽島郡二町教育委員会の1番目のご質問、点検評価報告書についてお答えをいたします。

羽島郡二町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、教育行政の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施し、その報告書を議会に提出し公表をしております。

この点検評価でございますけれども、各学校の評価結果をしっかりと把握をした上で点検評価委員会を実施し、そして定例教育委員会、最終的には教育委員会運営協議会で審議をした後、公表に至っております。そういった手順を踏んでおります。

この点検評価の趣旨でございますけれども、羽島郡二町教育委員会の取組に対する評価でございます。議員ご質問の点につきましては、学校間の序列化や格付が独り歩きしないよう配慮が必要であると考えております。したがって、各町や学校ごとの公表については、あえて差し控えさせていただいております。

さきにも述べましたが、各学校ではこの点検評価委員会の評価に加えて学校評価を実施し、学校だよりやホームページでその結果を公表しております。

また、教育委員会が示す点検評価結果も学校のほうに返しておりますけれども、その結果を踏まえ、また他校との比較もしながら、各学校での改善に努めているところでございます。

1点目は、そういうことで回答させていただきます。

続いて2点目のご質問、教育委員会の単独設置に移行した場合のメリット・デメリットについてお答えをします。

羽島郡二町教育委員会では、議会や施策、文化・スポーツ活動などの町で行われる行事であるとか、あるいは学校施設環境整備等に関わる予算など、岐南町と笠松町の二町の教育行政に携わっております。

議員のご質問にあります町単独の教育委員会に移行した場合でございますが、1つメリットといたしましては、全ての対応が今2つ行っているのが1つになるということで、教育委員会としての業務のスリム化が図られます。

一方で、教育委員会の規模が当然縮小されることとなりますので、デメリットとして挙げられることが数多くあります。

1つ目は、教育委員会の教員系の人員に関わってです。

現在、羽島郡二町教育委員会は岐阜県教育委員会から自治法派遣という制度で、校長経験者の職員を2名いただいております。これは今、両学校教育課長、社会教育課長がそのポストに就いております。

もう一つ、割愛の経験者の職員が1名おります。これは人事担当をしております。割愛の教諭経験者の職員が6名おります。これはいわゆる指導主事と呼ぶ者です。合計9名が学校教育課と社会教育課に配置をされております。

例えば単独設置になった場合、自治法派遣の校長経験者の2名の派遣はなくなります。そして、残るのが割愛の教頭経験者1名と割愛の教諭経験者の職員1名、結局6名から1名に減るというような状況が起きてきます。

この指導主事の減少は極めて大きな意味があって、学校への指導・助言や教員の資質向上のための研修、あるいは学校保健・教育相談、危機管理への対応、社会教育、スポーツ・文化活動等がそれまでのように、手厚く、きめ細かく実施することが非常に難しくなります。

2つ目には、教員の配置についてでございますが、安定的な配置に非常に困難さが増すということでございます。

教員には勤務の本拠地というものがございます。本拠地以外で勤務する場合は、3年を基本として異動となります。つまり、岐南町を勤務の本拠地としない教員は3年で他の市町へ異動することになり、地域を理解し、地域に根づいた教育を推進できる教員が減るということになります。

現在、羽島郡を本拠地にしている教員は、同規模の他の市町に比べて多い状況でございます。例えば、郡内在住でお子さんが学齢期にある場合、居住地でない町の学校に勤務できるという利点がこのことのその理由の一つでもあるというふうに考えます。例えば、具体的に言いますと、岐南町にお子さんがいらっしゃれば笠松町で勤務ができるというようなことでございます。

以前のような羽島郡四町の時代ほどではございませんけれども、共同設置により勤務できる学校の幅が増えることは、羽島郡を勤務の本拠地とする教員が多いことにつながっているということになります。

また、少し具体的な話になりますが、中学校の例を挙げて説明をします。

現在、岐南中学校には35名の教諭が配置をされております。そのうち保有免許が小学校はなくて、中学校・高校のみという方がいらっしゃいますが、13名で37%です。この37%の教諭は、二町であれば笠松町と交互に勤務することができます。そのことが岐南町や笠松町の児童・生徒を深く理解した先生を安定的に配置できるということになります。

しかし、単独の教育委員会となりますと、3年から7年後の人事異動の際には岐南町でない管外の学校に異動することになり、人事配置は私どもの教育委員会の手を離れます。その後、異動した教員が戻ってくるという保障はございません。さらに、理科や英語、技術・家庭科、美術、音楽などの技能を伴う専門性が高い教科の教員の外部への流出に対して、異動と同時に補充をすることは、現段階では極めて困難な状況になっております。

また、現在、各町の子育て部局でそれぞれ行っております要保護児童対策地域協議会や子育て支援の会議などはよいのですが、現在、羽島郡二町体制で依頼をしております子供たちの健康を管理するための学校保健会、子供たちの発達を支援する教育支

援委員会、いじめ対策の連携協議会、教員の資質向上研修のための教育研修会については、二町であるがゆえに充実しておると考えております。

このことは、各町のよさを取り入れながら、より質の高い学びや仕組みづくりにつながっておりますが、これが単独設置となるとどのような体制を取るのか検討が必要になってきます。

子供たちがよりよい環境で学ぶには、指導する教職員が羽島郡で勤めたいと願う職場環境というものをぜひ大切にすべきであり、このことが継続的な学校経営、ひいては岐南町の安定につながっているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1 番 長谷川 淳議員。

○1 番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1 点再質問させていただきます。

まず、点検報告書の件ですが、個別にやられていて各学校にフィードバックしているというところで、そういうことでありましたら何も問題ないのかなということですので、引き続きすばらしい学校教育のほうをよろしく願います。

2 つ目に関しましては、私もちょっと今まで勉強不足だったなというところも改めてちょっと思ったんですが、中学校における学校の先生の、岐南中で働いて笠松中、笠松中から岐南中とかですね、お子さんが岐南町にいる場合は笠松で働けるというのはすごいメリットだと思いますので、そういうところを二町で存在するがゆえのそういうメリット、プラスの部分は、やはりそこに力を入れて、どんどんどんどんもっと伸ばしていくと、すばらしい事例が日本全国でも誇れるような事例になっていくとは思っていますので、引き続きそういうプラスの面を伸ばしていっていただけたらなと思います。

その点に関して、今回ちょっと2 つ目の質問をしようと思った背景にもあるんですが、これはちょっと私の本当に素朴な疑問なんですけど、再質問としまして、仮にですけど、岐南町だけ、例えばその教育のよさをがば一っともう前年度よりも倍にするぞとか、あと岐南町だけ、もう10 個教育に関して新規事業をやるぞとかとなったときに、羽島郡二町教育委員会ということで、教育委員会のほうがやはり笠松とのちょっと格差ができちゃうので、ちょっとこれは抑えてくださいとか、そういうような均衡を図るようなことはされるのかされないのか、そこだけちょっとご質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 長谷川議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、具体について少し触れます。

現在、岐南町では岐阜聖徳学園大学と学官連携で英語学習支援事業を行っております。

児童・生徒が生きた英語を学び活用できるよう、場面を設定したコミュニケーション活動、事業名がFun with Englishを行っておりますし、岐南中学校3年生を対象としたGTEC検査、これは4技能を見て、それで生きた英語が身についているかどうかというのを把握する検査みたいです。それから、小・中学生を対象とした英語検定の補助を行っております。この事業は、ちなみに笠松町では行われておりません。別の事業が行われています。

各町には町民憲章があって、町としての願いの実現に向けて、人的あるいは物的な資源や環境を生かして、児童・生徒が様々な体験や学びができる事業を推進していただくことは、私ども教育委員会といたしましても切に願っているところでございます。

教育委員会としては様々な施策を展開しております。児童・生徒が生きる力を身につけることを目的として、学校教育の資的向上を目指す取組や、地域、社会、家庭、そうしたところと学校と連携を図る、そうしたことを推進するような取組を行っております。

その際、例えば1人1台端末の機種、あるいはアプリケーションなどのこれについては主体的、対話的で学ぶ授業を進める上で、同様な環境が望ましいと思われるものについては町に依頼し整備をいただいています。

また、保護者用の連絡ツールとして活用しておりますすぐーるですけれども、これは当初岐南町から始まったものですが、使いやすく非常に情報伝達の手段として優れていることから両町で運用する運びとなってまいりました。こうしたよいもの、あるいはよいこと、そうしたものを学び合い、広めるという意味で、そういった意味での均衡を図っているつもりでございます。

各町が有する文化や環境を大切にしながら、児童・生徒の成長や将来の幸せにつながる事業であれば、これが大前提、条件でございます。どんどん進めていただきたいと考えます。その際、事業を進める上でぜひとも学校とも連携を図っていただき、合意形成の下、より効果のある事業につくり上げていくことを願っています。

長谷川議員の再質問に対しまして、二町の均衡を図るために各町の事業を抑止するという考えは一切ございません。以上です。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。13時50分から再開いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員 村山でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2つの項目について分割方式で質問いたします。

まず最初は、自治会の未来についてというのを取り上げます。

私は、毎回3月の定例会で、今まで過去、自治会問題を取り上げてきました。これで今回で3回目になるわけですが、4月からの新年度を迎えるに当たり、行政に考えていただきたいという思いで毎回取り上げてまいりました。

その結果、自治会の在り方検討会、あるいは自治会長会議等で議論され、スリム化されたことも多々あると思います。改革、改善された課題もありました。

若干先ほど述べられた長谷川議員と重複するところもあるとは思いますが、通告に従って質問いたします。

それでは、自治会の未来について。

社会経済情勢や価値観の変化に伴い町民が公共サービスに求めるもの、いわゆる町民のニーズは多様化、高度化しております。令和6年度新規事業等計画に町の施策は盛り込まれてはいますが、地域における町民ニーズに応えるのは行政のみでないということが今後より一層重要な視点になると考えられます。行政以外の主体、例えば社会福祉協議会、あるいは商工会、高齢者介護に携わっている組織、医療機関など、行政以外の主体による地域における公共サービスの提供、地域協働の推進は今後の地域の重要な課題であると考えられます。

ところで自治会は、伝統的に地域における公共サービスを総合的に担ってきた一定の地域に住む人々が、住みやすい地域社会づくりのために自主的に活動を行う団体であります。

しかし、近年においては、地域で助け合うのは当然という生活文化を持たない若年世代等が地域の世帯構成の中心になりつつあることや、外国人の方とのコミュニケーションの取り方など、町民の連帯感の希薄化などに伴って加入等の低下や担い手不足、活動の停滞などの問題が生じていると思われます。

4月からの新年度に当たり、自治会によっては新しく自治会長など役員になられる方も多々おられると思います。心理的な負担を軽くする意味でも、行政も時代のニーズに適した取組が必要であると思います。

以上、こういった自治会を取り巻く状況を把握し、課題解決に向けて以下4項目質問いたします。

自治会の必要性、加入率についてお伺いいたします。

言うまでもなく、自治会の加入は強制的ではありません。

ここで1つ例を申し上げます。ところで、東京都内の自治会数は、2016年、8,931団体、2022年は8,787団体、差引き144団体減少しています。主な原因は、加入率の低下による高齢化、担い手不足で運営できなくなり、消滅、合併せざるを得ない状況になっております。

当町においても、令和5年4月1日、野中団地自治会が消滅、合併となりました。今後、担い手を育て、人材育成確保の町としての取組は最重要課題になると思います。

他の市町村との比較の中で、加入率、運営方法がどうなのか、参考にしたらいかがでしょうか。

また、法人の加入における自治会への役割、携わりについて、町のお考えをお聞きます。

2つ目、自治会をめぐるトラブル、あるいは困り事、悩みの種についてお伺いします。

1つここで自治会をめぐるトラブルについての例を申し上げます。

これも先ほど長谷川議員からご紹介がありましたが、神戸市のある自治会では、非加入の住民がごみ捨て場の利用が禁じられました。それを不服とした非加入の住民が提訴し、結果として、神戸地裁、最高裁ともに自治会の対応を違法としました。しかしながら、二審の大阪高裁では、その住民がごみ捨て場を利用する権利はないとの判決が下っております。

ところで、当町における資源ごみ回収での問題点をここで指摘します。

環境美化監視員、以前は2年というのが通説ですが、在り方検討会等で短縮されて、比較的成り手不足も解消されたやに聞いておりますが、この環境美化監視員と自治会によっては当番制で班長さんも立ち会われます。

班長さんの仕事は、大半の自治会では年齢、家庭環境に関係なく順番に回ってまいります。大半の家庭の男性はサラリーマンで出勤してしまいます。専業主婦率が下がり、共働き社会になった今でも女性が活動することが多いのが現状だと思います。私も自治会長の経験から申しますと、ご高齢の班長以外、大半は女性の班長さんが活動されました。しかも共働きをしている家庭でありました。

清掃活動、あるいは敬老祝賀会、防災訓練、班長会議、地藏尊祭り、広報紙の配付、会費の集金、お日待ちなど、自治会活動を振り返ってみると、女性の班長さんの負担は非常に大きかったと思います。

男性が役割分担できるような仕組みづくりが大きな課題ではないかと思います。行

政の側も自治会に手を差し伸べるようなことを考えていただければと思っております。町が自治会に対し委託している内容の精査をぜひともお願いしたいと思います。

ここで具体的な問題点を町民の皆様からのご意見、あるいは私の経験からご紹介させていただきます。

1つ目は、役員の問題についてであります。

どこの自治体もそうですが、なかなか来年度の役員が決まらないというのはもう悩みの種だと思います。そして、もう一つ、役員になったときの、細かいようですが、電話代だとか、あるいはガソリン代の負担をどうしたらいいのか、こんなような声もありました。

役員の任期というのは、とりわけその自治会長の任期についてこだわった場合、最低何年以上が適当なのかということをやはり行政側としても見解を持って示すのも一つの参考になると思いますので、ぜひともお願いいたします。

2つ目、会計についての問題をご提起します。

まず、自治会費の滞納ということで困った班長さんも見えました。そして、行政側からお願いがあるわけですが、自治会への募金協力をお願い、これもちょっと悩みの種でありました。それと、あと寄附として自治会に頂いた物品の処理、こういった扱いもトラブルの元にもなりかねないというような問題もありました。

では3つ目に、活動について簡潔にご提案を申し上げます。

年6回、自治会長会議というのが行われております。これも平日に開催されているわけですが、この自治会長会議の日程の見直しが必要ではないかという声もありました。平日なら夜開催、あるいは休日の開催など、自治会長会議に参加しやすいように見直すことも考える余地があると思います。

また、自治会に多くの人に参加してもらうためには、とりわけ若い人に関心を持ってもらう方策が必要であります。

以上、こういった困り事についての町のご見解をお伺いいたします。

それでは3つ目、いかに自治会がうまく機能するかは、やはり行政のアドバイス等が必要になるかと思えます。

自治会のメリット・デメリットを精査し、議論を踏まえ、最終的に自治会はどうあるべきか、改革案の提起が望まれるところであります。例えば、自治会サポーターの機能の強化を図ってはいかがでしょうか。行政経験豊富な職員と経験の浅い職員との2人体制にすることにより、より地域を知り、自治会活動を知るためにも有意義ではないかと思えます。この点についてもご見解をお伺いいたします。

4つ目、今後の自治会のあるべき姿についてお伺いいたします。

住民の生活が多様化していますので、これまでの旧態依然とした自治会は時代遅れであります。各自治会で特色が違うので一概には言えませんが、取りあえず何事もなく役員の任期が全うできればいいという考えの方がほとんどだと思います。これは致し方ありませんが、自治会の将来を考えたとき、その自治会に合った議論と改革が必要であります。町の考え、フォロー体制をお伺いしたいと思います。

行政の最大の責任は、町民の命を守ることです。能登半島地震で見えてきたことを踏まえ、防災備蓄品の精査をいま一度する必要があるのではないかと思います。

今回、被災地域にとっては、支援物資の中には支援が足りなくて困っているもの、あるいは支援によっては余って困るものもあるやに報道されておりました。いま一度、当町においても防災への充実した取組を望むものであります。

また、生活習慣あるいは文化の違いによる増え続ける外国人の方とのトラブルの施策についてもお伺いいたします。

外国人の方には、例えば時間外の一般ごみ出し、あるいは騒音問題等のため、多少苦情等もあるやにお聞きしております。こういった諸問題についてのコミュニケーションの取り方等の方策、課題解決についてをお聞きします。

以上、何点か問題点を提起しましたが、町としてのご検討をお聞かせください。以上であります。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 村山議員の1項目の1番目、自治会の必要性についてお答えします。先に長谷川議員のご質問でもお答えさせていただき重複する部分もございしますが、再び述べさせていただきます。

令和3年に総務省が市町村や自治会に対して実施したアンケート調査、自治会・町内会の活動の持続可能性についてによりますと、本町と同規模に当たる人口1万人以上5万人未満の市町村の自治会加入率は平均74.2%でございました。

本町の自治会加入状況は、令和5年4月時点で加入世帯数8,795世帯、加入率76.4%でございますので、同規模の市町村と比較しましても平均的な数値であると考えております。

本町の加入世帯数は10年前と比べ650世帯ほど増加しておりますが、本町への転入世帯がそれ以上に増加しており、加入率としましては10年で約10%減少しているのが現状でございます。本町も今後、役員の高齢化や若い住民の自治会参加減少により担い手不足など、他の市町村と同様の課題に直面することが予想されます。町といたしましても、時代に合った自治会運営ができるよう、自治会におけるデジタル化など先進的な取組を行っている地域を研究いたしてまいります。

また、自治会における法人の関わり方につきましては、会費のみ納めている賛助会員のケースもあれば、清掃活動へ積極的なご参加や防犯・防災活動などの面でご協力いただいている法人もあるようです。地域によって、また法人によって対応は異なるかと思われませんが、今申し上げましたような好事例が増えることが、住民のみの自治会組織に収まるのではなく、事業所も関わっていただくことで自治会活動の幅が広がり、それにより地域のつながりが深まることが期待できます。

2番目のご質問、自治会をめぐるトラブル、困り事、悩みの種についてお答えを申し上げます。

来年度の役員が決まらないとの件につきましては、自治会によって置かれている状況も選出方法も様々でございますので、自治会在り方検討会の中で、その手法について情報交換するなどの機会も提供するなど、検討してまいりたいと考えております。

役員の諸経費の負担につきましては、役員手当の金額の中で、そのような経費も含めて決定していただくなど、自治会個別の状況に応じた判断をしていただくほうがよいと考えております。

また、役員の任期につきましても、1期1年あるいは2年、また再任を認めている自治会もあれば、再任の回数を制限している自治会もございます。こちらにつきましても、それぞれの地域の実情を踏まえて規約等により定められているものと認識しておりますので、町として方針をお示しできるものではございません。

なお自治会費の滞納につきましては、それぞれの自治会によって取扱いが異なるとは考えますので、自治会在り方検討会の中で情報交換をいたしてまいります。

また、自治会への募金協力に伴う集金作業につきましては、自治会費納入の際に会員に説明の上、併せて集金をしてみえる自治会もございます。これにより各世帯への訪問回数を減らし、班長などの役員の負担を軽減している自治会もあるようでございますので、こうした取組方法は、自治会在り方検討会のほうで情報提供させていただきます。

自治会長会議の開催時期につきましては、令和4年度に自治会長より見直しのご提案もございましたが、年6回の会議の日程を2月の自治会長会議で次年度の開催日程を全てお示しすることでご理解、ご了承をいただいております。

ご質問にございます自治会に多くの住民が加入、参加をしていただくためには、自治会のみではなく子ども会や老人クラブなどの各種団体との協力が必要不可欠であり、その地域のニーズに即した活発な活動が必要であると思われます。住民から見て魅力ある活動をしているかどうかは自治会加入のメリットとして捉えられると思われますが、今後、岐南町自治会絆づくり交付金事業では190件以上のご申請をいただいております。

り、コロナ禍により停滞しておりました地域活動再開の兆しが見受けられます。本事業を継続することで、魅力ある自治会づくりを支援してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘の自治会における負担軽減につきましては、先日行われた自治会の在り方検討会におきましても議題に上がりました。どなたでも引き受けやすい環境づくりの推進が必要であり、市会長や班長をはじめとした各種役員の負担軽減のために役員が持っている業務の精査、今後どのような点を改善できるか、行政といたしましても、自治会連合会と共に引き続き議論、検討いたしてまいります。

3番目のご質問、自治会をうまく機能するにはについてお答えいたします。

自治会に加入するメリットは、自分たちでよりよい地域づくりができることや、幅広い世代との地域交流をはじめ様々ございますが、加入することに対するデメリットがあるとは考えてはおりません。

また、議員ご指摘の自治会サポーターにつきましては、平成25年度より職員が地域の現場において自治会活動の活性化を支援することを目的として始めた施策でございます。

自治会長から、行政手続や自治会運営に関する相談に個別に対応できるよう、各自治会に1名配置いたしております。以前は新人の職員から任命しておりましたが、令和3年の自治会在り方検討会において、自治会から幅広い分野における相談事に対応できるようにしてほしいとのご要望を受け、令和4年度より5年以上勤務の職員を任命することといたしました。これにより、自治会長からの様々なご相談に対して職員自身の経験を踏まえた対応をさせていただいておりますので、現行の体制を継続する予定でございます。

特に、1年目の自治会長さんにおかれましては、初めてで多くの手続をしていただくこととなりますので、4月に開催する自治会サポーター活用に関する説明会にて具体的な活用方法を丁寧にご説明いたしてまいります。

4番目のご質問、今後の自治会のあるべき姿はについてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、人々の価値観やライフスタイルが多様化していく現代におきまして、旧態依然とした自治会のままでは魅力も感じられなくなり、会員の減少や組織の弱体化の恐れがございます。

大規模災害が発生した際には、地域の絆が必要不可欠であり、人と人とのつながりが重要であることから、地域住民がお互いに連携し協働すること、つまり自治会が地域ニーズに合わせた積極的・活発的な活動を実施することによって、地域住民相互の交流が図られ、有意義な自治会が育っていくものと考えております。町といたしましても、引き続き支援をいたしてまいりたいと考えております。

外国人の加入につきましては、町として、各自治会の状況は把握しておりません。近隣のトラブルと成り得るごみ出しにつきましては、外国人の方向けに翻訳したごみ収集カレンダーを作成しており、窓口配布や町ホームページにて掲載いたしております。トラブル事案があった場合には、職員が出向き、こうした資料を提示し、注意を促します。また、自治会加入に関するチラシにつきましても、多言語対応のチラシ作成を今後検討いたしてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 総務部長、ご答弁ありがとうございます。

待ったなしで新年度を迎えるわけですので、新しく自治会長になられた方には、細かいご指導、ご助言等をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

第4期岐南町地域福祉計画についてご質問させていただきます。

町民の福祉サービスの方針の要となる地域福祉計画は5年ごとに改定されます。今年度より第4期岐南町地域福祉計画が始まります。超高齢化社会、アフターコロナを経た地域の在り方、地域のコミュニケーションや絆の希薄化、社会的孤立、福祉を支える担い手不足、ボランティア活動の維持、障害者への理解促進、世代間格差、あるいは所得格差など、地域の福祉の課題は多種多様で複雑であります。

そこで、第4期地域福祉計画の基本的な考え方、施策の推進についてをお聞きします。

まず1つ目、町民向け、あるいは民生委員・児童委員向け、福祉団体向けにアンケート調査やワークショップから見えてきた町民のニーズについてお伺いいたします。

2つ目、調査から見えてきた課題と今後の対策についてお伺いいたします。

町民のニーズには様々な地域課題があると思います。福祉部のみならず他の部署が取り組まなければならない事案、あるいは町全体が取り組まなければならない事案もあるやに思います。町民の貴重な意見を分析して、今後の課題解決につながるよう施策が望まれます。このアンケート結果が見えてきた等についてのご所見をお伺いしたいと思います。

3つ目、第4期計画が目指す方向性についてお伺いいたします。

第3期岐南町地域福祉計画は、地域の課題に対応した施策を推進するため、「みんなでつくる思いやりと支え合いのまち」を基本理念として策定されております。

第4期福祉計画においても、前計画の基本理念を継承しつつ、思いやりと支え合いの仕組みを築き、町民の皆様が安心して暮らせるまちを目指さなければなりません。こういった目指す方向性についてお伺いいたします。

4つ目、第4期地域福祉計画に新たに盛り込んだ内容はあるか、お伺いいたします。
福祉というと、高齢者福祉、あるいは障害者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものととらわれがちであります。

しかし、地域の生活課題の中には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や既存の公的サービスに当てはまらないことも多々あるように思います。包括的な支援体制の充実が望まれますが、町の取組についてお伺いいたします。

5つ目、福祉サービスの担い手についてお伺いいたします。

コロナ禍で社会に再評価されたエッセンシャルワーカーへの理解や支援策について、また地域福祉の担い手不足に対する点について、いわゆる支えられる側から支える側へについてお伺いします。

ここで1つ、他の市の具体的な取組をご紹介します。

昨年1月ですけど、総務委員会で滋賀県の甲賀市に視察に行っていました。そのときは、ごみ処理問題の課題解決のための視察であります。その甲賀市の例を1つご紹介いたします。

この甲賀市は、高齢者介護予防の取組についていろいろご研究されてみえます。滋賀県甲賀市では、高齢者の介護予防としてボランティアポイント制度を実施してみえます。この制度は、65歳以上の市内在住で要介護認定を受けていない方にボランティア活動をしていただき、ポイントを集めてもらうというものであります。

ボランティア活動の受入れ機関としては、特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設、デイサービス、障害者施設、NPO法人等あります。

ボランティア活動の内容としては、施設のレクリエーション、ゲームだとか、歌、あるいは囲碁・将棋の相手、手芸、催事の手伝いなど、施設内での話し相手、あるいは清掃などがあります。そのボランティアが持ってみえる特技の披露で楽器を演奏したりだとか、歌を歌ったり、紙芝居等が考えられるかと思います。

その甲賀市は、ボランティア活動で1時間1ポイント、ポイント交換は10ポイントごとに引換券と交換し、お買物ができるような仕組みを取ってみえます。この制度は甲賀市の社会福祉協議会が中心となり取り組んでみえます。

高齢者の方の中には、自分の趣味や得意なことを役立てたい、活動がしたい、ボランティア活動をしたいけどきっかけがなかなかない。定年退職したけれどまだまだ社会参加したい、家にいてばかりいるので仲間づくりをしたい、健康のために体を動かしたいなど、いろんな思いがあるかと思います。また、こういったボランティア活動を通じて、ボランティア仲間と出会い、交流できて楽しい、あるいは喜んでもらえて

うれしい、こんなことで活動することにより健康に過ごすことができるなど、登録者の喜びの声もあります。

当町でも、ボランティア活動を通じての介護予防の促進、また発展のために今の制度を見直し、あるいは研究されたいかがでしょうか、お伺いいたします。

では6つ目、第4期計画と社会福祉協議会との関係性についてお伺いいたします。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っております。社会福祉協議会が策定する岐南町地域福祉活動計画は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする、まさに実践計画であります。そういった観点から、第4期計画に基づいた地域に密着した生活課題の解決に向けて、町と連携を図りながら具体的な取組を実施することが望まれます。今後、社会福祉協議会とのより一層の連携強化を図り、本町との役割分担を明確にしつつ、各事業の推進体制の整備が望まれると思います。ご所見をお伺いいたします。

7つ目、第4期福祉計画の今後の検証方法や町民の皆様への周知方法についてお伺いいたします。

社会福祉法の第107条では、地域福祉計画を策定し、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるようにしなければなりません。調査・分析及び評価の検証方法や町民への周知についてお伺いいたします。

結びになりますが、今定例会は、町長の辞職により波乱の幕開けとなりました。

私は今回、自治会問題、福祉問題、ボランティアに関係する問題を取り上げましたが、町民の皆様の日頃の自治会活動、あるいはボランティア活動が岐南町をより安心・安全な住みよいまちづくりのための原点であると考えます。

行政、議会、町民の皆様のご協働の下、岐南町のいいニュースを全国に届けていけるよう希望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の2項目め、第4期岐南町地域福祉計画についてお答えいたします。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、福祉分野における最上位に位置づけられる計画でございます。現在、令和6年度から令和10年度までの5年間の地域福祉の方向性を定める第4期岐南町地域福祉計画の最終取りまとめ段階でございます。

まず、1番目のご質問、アンケート調査やワークショップから見えてきた町民のニーズは何かについてお答えいたします。

第4期岐南町地域福祉計画、以下第4期計画と答弁申し上げます。

計画策定に当たりまして、地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、アンケートを実施いたしました。その内訳は、無作為に抽出した18歳以上の方から570名、民生委員・児童委員43名、自治会やサロン団体、ボランティアや保育園の保護者会など72団体からそれぞれご回答をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

アンケート結果では、今後の保健福祉施策の重要な取組として、45.6%の方が保健や福祉に関する情報提供の充実、次いで43.3%が社会保障制度の安定と回答しており、保健福祉制度に関する情報取得の容易さや広報周知の充実、あるいは将来の社会保障制度に対する不安感がうかがえました。

アンケートのほかにも、自治会長、福祉団体の代表者、障害や子育て団体、保護司会など24名によるワークショップを開催し、地域課題の解決策、第4期計画の方向性に関する意見交換の場を設けました。

参加者からは、盆踊り大会や敬老会といった地域行事の拡充や世代間交流ができる機会や場所づくりなど、地域住民同士のつながりを望む意見が多く出されました。これら結果の詳細につきましては、町民一人一人の貴重なご意見として、第4期計画の策定をもってホームページ上で公表させていただく予定でございます。

次に、2番目のご質問、調査から見えてきた課題と今後の対策についてお答えいたします。

アンケートで明らかになった課題としましては、ボランティア活動や助け合い活動について8割が「活動したことがない」と回答した一方で、地域住民が自主的に助け合う関係は必要かという質問には8割が「必要」と回答しており、住民同士の支え合いの重要性は認識しながらも、ボランティアの参加までに至っていないという状況がありました。

また、ワークショップでは、地域のボランティアやサロン活動について後継者がいない、参加者が増えないといったご意見が多く議論されました。

コロナ禍を経て、住民同士が支え合う地域力が衰退しつつある課題に向き合い、災害時を含め住民同士の助け合い精神や相互理解に取り組む環境づくりがますます重要になっております。

地域共生社会の実現のための社会福祉法では、地域課題の解決力の強化として、相互住民の主体的な支え合い、公的支援との協働による体制整備、多様な担い手の育成、参画などが掲げられております。

これまで、独り暮らし高齢者の安否確認や地域活動への参加を促す高齢者等見守り事業、地域住民が気軽に集まる居場所や交流の場における地域サロン活動などの事業

を推進してまいりました。

第4期計画におきましては、住民主体の課題解決力の向上のために、声かけや見守り、顔の見える関係づくりの重要性の理解を深め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりなど、地域共生力を高める取組を目指すこととしております。

次に、3番目のご質問、第4期計画が目指す方向性についてお答えいたします。

第4期計画では、社会福祉法及び国の策定ガイドラインに従い、計画に盛り込むべき事項並びに第5期岐阜県地域福祉支援計画との整合性を図りつつ、「みんなでつくる思いやりと支え合いのまち」を基本理念とし、4つの基本目標を定め、地域福祉の充実を目指すこととしております。

1つ目は、地域を支える人づくりの推進でございます。

地域活動リーダーやコーディネーターの育成講座、地域づくりワークショップの開催など、地域を支える人材を育てる環境づくりを進めてまいります。

2つ目の町民が支え合う地域づくりの推進では、自治会をはじめ地域福祉の中核を担う各種団体への加入促進の取組や、サロン活動団体への助成金交付、情報提供、研修の充実など、地域を支える活動団体への支援を進めていきます。

3つ目の福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進では、広報紙やSNSなどによる情報発信、民生委員・児童委員活動を通じた行政サービスの周知など、情報提供の充実を図ります。また、行政サービスや公的支援につながる相談体制を一層充実させ、誰もが利用できる仕組みづくりを整備してまいります。

4つ目の誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進では、安全・安心メールを活用した情報発信、学校やPTA、地域団体との連携強化による見守り活動の推進、再犯防止に向けた啓発活動、災害時の避難行動要支援者への支援など、地域が一体となり、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

これら4つの基本目標に基づき、地域のコミュニティや絆の希薄化、社会的孤立、地域福祉を支える担い手不足など、恒常化しつつある地域課題と共存しながら、今後5年間の地域福祉の維持発展に努めてまいります。

次に、4番目のご質問、第4期計画に新たに盛り込んだ内容についてお答えいたします。

第4期計画には、新たに2つの施策の方向性を盛り込んでおります。

1つ目は、包括的な相談体制の充実であります。

令和2年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備に関する事項が盛り込まれております。第3期計画の5年間では、相談体制の充実という方針で施策を進めてまいりましたが、昨今の8050問題、介護と育児を共に担うダブルケアといっ

た1つの相談機関だけでは解決困難な複合化・多重化した生活課題を抱える世帯の支援を一層強化するため、行政相談窓口を中心とした包括的な体制づくりを盛り込んでおります。

本町では、高齢、介護、障害、子育て、虐待、生活困窮など、これまでも関係課が相互連携しながら、分野横断的に個別の事案にチーム形式で適切に対応できているものと考えておりますが、将来の新たな社会問題や相談に即応できるよう検証を繰り返しながら、包括的な相談体制を進化させてまいります。

2つ目は、再犯防止の取組の推進であります。

再犯防止推進法において、市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めることとされております。この地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることから、再犯防止の取組の推進を新たな施策の方向性の一つとして掲げております。具体的には、罪を犯した人が孤立することなく地域の一員として暮らせる地域社会を実現するため、担当課の福祉課における理解促進や啓発、例年7月に開催される保護司会主催の社会を明るくする運動などへの参加協力などであります。

次に、5番目のご質問、福祉サービスの担い手についてお答えいたします。

人々の生活基盤や命を支える医療や介護、障害や子育てに従事する、いわゆるエッセンシャルワーカーは福祉サービスの重要な担い手であり、続発する災害における被災者支援や、コロナ禍などにおきましては、その役割の重要性を改めて認識したところでございます。

しかしながら、長時間勤務、夜間勤務など苛酷な環境に加え、慢性的な人手不足、人材不足が追い打ちをかけ、1人当たりの業務負担は質、量ともに限界を迎えております。そのため、国においては、長らく低賃金が問題となってきたエッセンシャルワーカーに対する定期的な処遇改善策により、この数年間でかなり賃金水準の向上が図られてまいりました。

本町におきましても、福祉事業所に対する人員配置の適正化指導、介護や保育の現場における介護ロボットやICT技術導入への補助制度のあっせんなど、職員の負担軽減や業務効率化を支援してきたところでございます。

一方で、地域福祉の担い手は、高齢化や後継者不足が深刻です。そのため、新たな地域活動リーダーやコーディネーターの育成などを行う生活支援サービス体制整備事業、あるいはシニア世代を含めたボランティアの養成講座や研修などを実施するボランティアセンター運営事業など、地域で活動する新たな担い手を確保、維持するための事業を継続してまいります。

なお、議員ご提案のボランティアポイント制度につきましては、ボランティアセンターの運営事業の中で、認知症カフェや要支援者の見守り、子供の学習支援などにスタッフとして参加いただいた場合、ポイントを付与するボランティアポイント手帳事業があり、つい先日も開催されましたが、毎年3月の社会福祉大会において表彰されております。

議員ご提案の甲賀市の例も参考に、事業の在り方を研究してまいります。

引き続き、4番目の答弁にもありました包括的な相談体制の充実をはじめ、ボランティア団体の育成支援や顔の見える住民同士の関係づくりを推進してまいります。

次に、6番目のご質問、第4期計画と社会福祉協議会との関係性についてお答えいたします。

第4期計画は、地域福祉全般の推進に向けた基本理念、基本目標や施策などを定めた行政計画であり、高齢、介護、障害、子育てなど各分野の事業計画の根幹をなすものでございます。

岐南町社会福祉協議会におきましては、当該法人の独自事業、あるいは県や町からの委託事業を運営されており、第4期計画に盛り込まれた基本目標や各施策と深い関係性がございます。例えば、認知症に関するサポーター養成や相談事業を行う認知症地域づくり運営事業、子育て世帯の交流や相談事業を行う地域子育て支援拠点事業、老人クラブを中心とした生きがい福祉促進事業など、特定分野に限らない住民に身近な福祉団体としての一翼を担っております。

現在、同協議会では第4期計画と歩調を合わせ、令和6年度から5年間の岐南町地域福祉活動計画を策定しておられます。この地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき、同協議会が、本町の第4期計画の理念や仕組みを基に各事業の数値目標を立てた上で実行・実現するための行動計画でございます。したがって、第4期地域福祉計画と地域福祉活動計画は、言わば車の両輪のようなものであり、双方の計画の進捗状況の可視化、各事業の役割の明確化、事業の費用対効果の検証などに努めてまいります。

次に、7番目のご質問、第4期計画の今後の検証方法や町民への周知方法についてお答えいたします。

第4期計画の検証方法につきましては、毎年6月頃に、庁内の各関係課や岐南町社会福祉協議会などから各事業の実績数値を集約し、それぞれの進捗状況の確認、検証を福祉部内で行うこととしております。第4期計画が今月末に完成した後、同協議会の地域福祉活動計画とともに町の広報紙やホームページで公表し、町民や福祉関係者などに周知するとともに、事業の進捗状況や検証結果につきましても、ホームページ

で継続して公表する予定でございます。以上でございます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月21日午前10時から会議を開きます。

午後 2時38分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

松 原 浩 二